

支那株式會社發達に就て

根 岸 信

緒 論

清末から最近に至るまで支那經濟界に活躍して居る企業形態は合股と股份有限公司である。合股とは股份即ち持分又は株式を聯合すると言ふ意義であつて羅馬法の組合よりは寧ろ日耳曼法の組合に該當する。股份有限公司とは有限株式會社と言ふことであつて会社に會社と言ふ意義あるのではなく、支那人が Company を支那語に音譯して公斑衙とするから、公斑衙の公字を採りそれに事を掌ると言ふことより役所と言ふことに轉じた司を加へ會社に充てたのだ。合股即ち組合は所謂前資本主義社會に發生したものであつて、營利團體であるものゝ、大體血縁や地縁に沿ふて結成せられ、それ自身協同體社會の遺風を存する人的色彩の濃厚なものである。股份有限公司即ち株式會社は資本主義國家の支那侵略を防遏せんが爲め支那自身の資本主義化の必要上歐米から輸入したものであつて、利益社會の標象と言ふべきものに係り血縁や地縁に關係ない物的のみから成立したものである。支那に新舊内外各種の制度が雜然として行はれて居るが組合と株式會社ほど對蹠的なものは少ない。

支那に於ける組合と株式會社とは著しく對蹠的であるから、常識的に考へ組合より株式會社に發達することは出来ない。然し日耳曼に於て株式會社は組合に胚胎したとのことだから、日耳曼の組合と全く同じ合股が日耳曼に酷似した諸種の組織を有する支那に於て、到底株式會社に發達出來ぬものと思へない。それは兎に角現在及將來に互り、最も必要なことは孰れが支那經濟界に適合すべきであるかと言ふことだ。支那が株式會社を輸入してから今日に至るまで六十餘年の間、時に緩急遲速の相違あるけれども、資本主義國家の侵略止むことなきに對し資本主義化すること次第に甚だしく、前資本主義時代の遺物たる組合が閉息し、資本主義時代の結晶たる株式會社の振興すべきこと當然でなければならぬ。支那人は傳統を重んじ移易しないものと稱せらるるが、其實環境に適應すること巧妙である。高度の資本主義國家で資本家が利益を壟斷せんが爲め株式會社を聯結し持株會社乃至コンツェルンを組織する如く、支那資本家も亦聯號と名け合股的コンツェルンを結成し株式會社に對抗し市利を網羅して居る。それで支那人が株式會社の經營に不慣れであり株式會社も亦支那社會制度に副はないことなどあつたので、最近に至るまで、株式會社は支那で成功出來ぬ企業形態であつて、合股は支那に適合すべき企業形態なりとせられた。然し歐洲戰爭を轉機とし資本主義國家の支那侵略が衰へて支那の資本主義化俄かに甚だしく、支那人も亦漸く會社經營に慣熟したので、株式會社の成功するものぼつゝ出て來た。國民政府が反帝國主義の樹立に成功し、造産第一を標榜し、株式會社を擁護して組合を壓迫したので、日本の一流會社に匹敵すべきものが輩出し組合の衰運著しくなつて來た。結局支那に於て歐米流の株式會社が獨歩して支那固有の組合は凋落して仕舞ふものだらうか。株式會社の全盛を極むる歐米に於てすら組合なるもの殘存するのであるから、資本主義化すること未だ歐米の如くならず、ギルドの遺風猶ほ存し美術的手工業の

行はるる支那に於て、組合の永きに互り絶滅せざること疑ひなからう。且つ支那人は中和の才能に卓越した民族であつて、絶へず四周の異民族の文化を攝取し之を固有の文化に融和し、所謂支那文化なるものを樹立したものである。従つて歐米から株式會社制度を輸入しても、之に固有の合股制度を加味した支那特殊の株式會社を打成することゝ想像さるる。歐米から同業組合や商工會議所を輸入して固有のギルドに代へたけれども、ギルドの遺風が同業組合や商工會議所に充溢して居るのだから、合股の遺風も亦若干株式會社に傳播して然るべきことゝ信ずる。

以下上記の諸問題につき逐一詳細に研究したいと思ふ。

第一 合股は株式會社に發展する能はざるか

歐羅巴に於てコメンダや商事組合の發展、ギルドの共同事業の擴張等相互に融合して合名會社乃至株式會社の創設を見るに至つた。支那に於てコメンダ、商事組合、ギルドに該當すべき海商、合股、會館、公所なるもの存在したるに拘らず合名會社乃至株式會社なるもの發生しなかつたのであらうか。支那人には法人なる觀念なかつたから、此等の會社成立すること出来なかつたとの俗説があつた。然し支那人には昔から法人の觀念があつて、寺廟を財團法人として取扱ひ、會館や公所を社團法人として取扱かつたものだ。法人觀念ありながら、會社の成立を見るに至らなかつたものは、會社成立の徑路を辿りつゝあつたが、未だ誕生の機運に及ばなかつたまでだ。

一、ギルドの企業團體化

歐羅巴中世に於てコメンダなるものが流行し、資本家が出海者に對し資本を交付し、出資額の限度に於て損益を分配した。彼等は所謂制規會社とて貿易地を同ふするものがギルドを形くり相互に扶合つて各自の計算で交易したが、遂に渾然融和して共同計算で通商する會社を設立した。かくて一五五三年に露西亞會社が設立せられ、一六一二年に英吉利東印度會社が設立せられ、それが銀行、鑛山諸事業に利用せられ、今日見る所の株式會社を現出するに至つたとのことである。支那に於ても亦コメンダが流行し、海外に於ける一定地域に通商する特權を得たものが相集まり、ギルドを作り、陸上保甲制度に倣つて十隻を單位とする商船隊を組み、連帶責任で特許地に出掛け、各自の計算で交易したものだ。それで彼等は歐洲中世の制規會社の程度まで進展し得たのであるが、永久的は勿論當坐的にも共同計算で通商するに至らなかつた。但其組織は株式會社に適用してよいまでに進歩して居つたのだから、若し合本經營が出来たことなれば支那でも幾多の小さい東印度會社を作り得た筈である。此等の支那ギルドは株式會社化するに至らなかつたけれども、企業團體化しつゝあつたことは疑ふべき餘地ないのである。

支那ギルドは歐羅巴のそれと同じく種々な共同企業を爲すものである。支那ギルドの大なるものは正副董事數名乃至十數名と稿師司事以下數十名の事務員使丁とより成る立派な執行機關を持つて居る。其組合員に對する強制賦課金や寄附金の收入年額數萬元に達し、歲計剩餘金も亦積んで數十萬元に及ぶ。之を經理する必要上營利行爲に出ねばならぬので、土地家屋其他の事業に投資すること行はるる。然しこれは資金運用上已むを得ざるに出たもので、商工業者の事業經營とは多少趣を異にする。此外彼等は組合員の營業上の利益の爲め種々な設備を施し、交通運輸保險倉庫埠頭諸業を經營するのみならず、商品の買賣すら爲すものもある。支那は交通不便であるから、異郷に滞在する商人

が故郷と現住地との間に貨物を運輸するとき少なからぬ不便と危険とが存する。それで同郷幫では現住地故郷間の交通運輸を確保すべき方法を案出する。或は貨物揚卸人足賃、水陸運賃、其他運送規定を設けて船戸や苦力に之を遵守せしめ、或は車店や船店と特約を結んで、完全に組合員の貨物を輸送せしめ、或は自ら埠頭を設置し貨物の積卸を便にする。芝罘の潮州會館では海損に關する規約を設けて、海難の場合に善處し、外國人から帆船を備入れ組合員の貨物を運送し、貨物の價格に應じて彼等に其運賃を割當てる。又鴨渾航業公會と鴨綠江渾江の水運業に従事するものより成立したるギルドに於ては航險聯保部なるものを設け、組合員の所得運賃より百分の十を納入せしめ、内八割八分を以て船舶の難破受託貨物の損失に充て、一割二分を以て本部の經費に充つるなど、相互保險を營んで居る。漢口嶺南會館の碑文を觀るに、其所屬の南海幫は大馬頭地に公棧即ち共同倉庫を建て、組合員の買賣する湖北産の貨物を保管し、其倉敷料を以て祭祀費に充つると書いてある。江南箔業行規に據るに、同業者の製造する錫箔は他省に出賣するもの最も多きに居るから、必ずギルド内に於て客商を選び販賣せしむる旨を規定して居る。上海布行規にも亦略ぼ類似の規定がある。上海絲業會館の如きは、組合員たる生絲間屋をして、内地から送つて來た生絲を、各自の倉庫に入れしめ、其買賣の仲介機關となつて居る。之を要約するに彼等はギルド本來の職能を發揮すると同時に協同組合の職能を採用したものであつて、これより一步を進むれば、株式會社に變形すべき筈であつた。

上記の如くギルドは漸次企業化しつゝあつたから、其遂に企業團體化すべき期あること疑なかつたのである。廣東十三洋行は支那ギルドの典型として歐羅巴人に知られたものであるが、數々企業團體となつた。イームルに據るに行商即ち十三洋行所屬の組合商人の貿易獨占は、一種の合股事業の如く行はれて居る。大行商は四股即ち四株を有し、

第二、第三、第四級のものは三股、第六、第七等普通小行商として知らるものは二股半を持つて居るとある。又モースの擧ぐる十三洋行規約を觀るに、其第十二條に組合員の内最大の責任と經費とを負擔するものは一股を有し、其他は或は半股或は四半股を有するとせり。第十三條に一股を有する第一級に屬するもの五行、第二級のもの五行、第三級のもの六行とす、新規加入の組合員はギルド經費の補償として一千兩を支拂ひ、第三級に加入を許さるとある。此等の記事から判斷すると、十三洋行は支那固有の企業形態たる合股に倣ひ、各行商即ち組合員の格式に應じて股份即ち持分を定めて營業したものと考へらるる。

上田博士の『株式會社の起源に就て』の一節に『ギルドの本質は共濟的協同的なるが故に是のみにては到底眞の企業に變形するものにあらず。制規會社の組織が如何に發達しても唯組合員たる同業者の營業を援助するに止まりて自ら獨立の營業を爲すこと能はざるなり。株式會社は此法人たる大組合の内に發生したる小規模の合名會社の企業が膨脹してギルドの機關を自己の機關としギルドの法人としての生命を自己の生命としたる時に發生するなり。而して此二個の制度の合體したる最初の者は一五五三年に成立したる露西亞會社なり』とある。若し此説の如くであるならば十三洋行は制規會社に比すべき廣東貿易仲立業者の組織するギルドであるのみならず、十三洋行の成員たる行商の企業が膨脹して十三洋行の企業となつたのだから、十三洋行は露西亞會社の如く株式會社に變形すべき筈である。然るに株式會社に變形しないで合股たるに止つたのは何故であらうか。蓋し支那に於て債務に對する責任は嚴重であつて個人に於ては子孫を通じ完済すべく、合股に於ても組成員に連合責任を負はしめ、斷じて有限責任を認めないのである。殊に行商は其仲立に係る内外取引併に關稅納入につき内外商人及海關監督に對し保證の責任を佩びて居るから、

外國人に對する支那の信用上から見ても、關稅を請負つて居る海關監督の責任上から見ても、企業團體化した十三洋行を有限責任とすること出來ぬ。十三洋行が有限責任と爲ること出來なければ株式會社に變ずることなくギルド的合股に止まらなければならぬ譯だ。

二、合股と會社との比較

合股は日耳曼の合手的組合と齊しく、區々であつて、其一端は羅馬法の組合に近き、他端は法人團體に近い居る。従つて合股が各種の會社と比較研究し得べきものである。先づ第一に研究したいのは合名會社との比較である。合名會社は家族共産團より出た組合即ち合股に該當すべきものが發展して法人格を有するに至つたものに過ぎないから、諸會社中最も合股に近接して居るべき筈である。合股は普通組合として取扱はれて居るけれども、外部に對し獨立の存在を有し、商號を以て取引し、訴訟上の當事者たることが出来る。又特有の財産を持つことを認められ、合股員の私債權者は直ちに合股財産を處分することが出来ない。且つ合股の存續は恆久的であつて、合股員の變更に依り合股の存續に影響を及ぼさぬ。此等の諸點から觀れば合股は合名會社と何等異なるものがない。唯其異なるは合股が法人格を有せず、合股員が合股債務につき連合責任を負ふに對し、合名會社が法人格を有し該社員が連帶責任を負ふことである。然し現行民法は合股員に連帶責任を佩ふべきことを規定して居るから、合股と合名會社とは實質的に異ならぬことになる。

第二に研究すべきは合資會社との比較である。歐羅巴中世に於てコメンダなるもの行はれ、其組成員に他人に出資

して利潤の配當を得るに満足し、一切業務に干與せざるものと、他人又は自己の資本を利用して業務を擔當するもの區別生じ、其發展の結果、一は匿名組合と爲り二は合資會社と爲つた。支那でも亦コメンダ行はれ其發展の結果、一は隱名合股即ち匿名組合となつたけれども、二は合資會社にならないで合股となつた。然し合股は到底合資會社と爲るべき見込なかつたのではない。彼の出資に對する利潤を得るに満足し一切業務に干與しない合股員は、實質的に合資會社の有限責任社員や株式會社の株主と異ならぬものであり、何日かは出資額を限度とした責任しか負はぬもの出づべき筈である。現に支那各地に於て、股東即ち組合員に無限責任を負ふものと、有限責任を負ふに止まるものと區別あるに至つたから、之を自然の發展に任しても實際上合資會社と異ならぬもの生じたと考へる。

最後に研究すべきは株式會社との比較である。ヤコブ・ストリーダーの説に據ると十五、六世紀頃初期資本主義時代南獨逸に於て血縁に基礎を置きし商事組合ありしに對し、ハンザ諸海市に於て他人間の合資より成る商事組合あつた。此等の組合に對し親戚朋友及使用人が預金を爲し一定の利息を受くること行はれた。該預金に對し債權持分證書と名くるもの發行せられ取引所に於て盛んに上場せられ買賣の對象となつた。又略ぼ時を同ふし、コンメンダ行はれた結果、此等商事組合に對し、自ら業務に干與することなく、又確定の利子を受くるを目的としないうで、出資額の限度に於て損益分配を受くるを目的とする投資行はれた。此二つのものは共に株式會社の濫觴であつて、十七世紀に和蘭等に於て植民地貿易會社流行するや、之が影響に依り、漸次株式會社の設立を見るに至つたとのことである。乃ちストリーダーの所説を要約するに、獨逸に於ける株式會社の起源を十五六世紀の商事組合即ち合股に求めたものである。獨逸に於て合股に該當すべき商事組合から株式會社發生したに拘らず、何故に支那に於て合股から株式會社發生し

なかつたのであらうか。彼の合股の資本は若干の股份に分割せられ、股份は株式と同様一定の額面を有して居るが、株券の如く譲渡性がなく、頻繁に買賣すること出来ないから、合股の株式會社に變形するにつき少なからぬ無理がある。獨逸商事組合が株式會社の株式に準すべき債權持分證書を發行したけれども、支那合股が何等類似の證券を發行しなかつたことも亦一原因であらうと思はる。然し支那コメンダが發達しても合股に止まり、支那ギルドが企業團體化しても合股に止まり、合股の或るものは大體合名會社まで進み、或るものは略々合資會社まで展びたにも拘らず、遂に株式會社を打出すに至らなかつたについては、慎重に其原因を研究せなければならぬ。支那全體として周代の協同體社會廢れて利益社會興つたこと既に久しいけれども、家族制度流行する爲め、家族の擴張と目すべき村落や、家族に比擬すべきギルド等は何れも皆小さな協同體社會生活を爲すものであつて、彼の合股の如きものも、外部に對しては利益を追求して止まないけれども、内部に於ては協同體社會生活を經營するものである。それで支那に於て利益追求の標象とも言ふべき株式會社の出現を見ること容易でなかつた。これが、支那でコメンダやギルドが合股まで進められて歐羅巴のやうに株式會社に變化することなく、清末資本主義化の必要上株式會社を輸入しても成功しなかつた理由である。但合股が略ぼ合名會社や合資會社まで發達し得た原因は、此二つのものゝ人的關係が合股に類するからであつて、支那の社會的經濟的推移に依り合股から株式會社を發生せしむべき機なかつたのではない。

三、連合責任と有限責任

合股と、會社殊に株式會社と異なる點は種々あるけれども法律上から見て特に著しきものは組成員の共同債務に對

する責任である。合股員の合股債務に對する責任は、相受的と死生同心的との二つあるが何れも連合無限であつて、彼の株主の株式會社の債務に對し出資を限度とする責任しか負はぬものと異つて居る。先に述べた如く合股員の連合責任を變じて有限責任と爲すことを得たならば、合股を變じて株式會社と爲すべき第一關を透過したものと云つて差支がない。然らば合股員の責任を有限と爲すこと出来るや否やと究むるに、合股員の責任が漸次有限となりつゝある事實決して少くない。試みに左に四例を述べて見やう。

一、入股。合股員は昔時出資すると共に業務を擔當した。後世資本家と企業家と分化するに及び、單に出資して利潤の配當を受くるに止まり業務に干與することなく、別に企業家を招聘して一切の業務を擔當せしめた。業務擔當者は出資を求めらるることなく、一定の股份即ち持分を與へられ、該股份に應じ、利潤を分配せられた。該股份は出資者のそれが錢股と稱せられたに對し入股と呼ばれた。入股は習慣上のみならず法律上に於ても亦努力出資と認められて居るにも拘らず、合股債務に對し錢股やうに連合無限の責任を佩びないものである。入股の發生した一理由は支那コメンダに於て出海貿易するものが、利潤の配當を受けながら損失を分擔しなかつた習慣に胚胎することゝ考へらる。それは兎に角入股の流行することは合股債務の連合無限責任たるべき原則に一變更を加ふるものであつて、聽がて股東に有限責任しか負はないものを發生せしむべき前兆と言ふべきでなからうか。

二、増股。甲乙丙の三人が甲二股、乙三股、丙四股の割合で一定の合股に出資せんとするとき、甲一人の名義にて九股を有し、乙丙の名義を出さざる場合あり。又甲が其有する九股の内、三股を乙に、四股を丙に譲渡しながら、尙ほ甲の名義にて九股を有する場合もある。此二つの場合匿名者の有する股份を増股と名くる。増股契約を締結すると

きには小議單を作成することを常とする。小議單を作成する場合には該合股の經理人即ち業務擔當者又は他の股東が臨席して該單に署名すべきものである。該合股の債務に對し、出名せる股東のみ獨り連合責任を負ふべきものであつて、増股者を問ふべきものでないのである。それで増股者は匿名組合に於ける匿名出資者と同じやうに見えるが、出名者と増股者との内部契約に於て双方の實際有する股份に應じ、債務を分擔することになつて居るのを異なりとする。然し資本家は此種の手段に依り合股に出資し普通の股東と同様に利潤を得ながら、出資の限度に於てのみ責任を負ふべき場合即ち匿名組合の匿名出資者と同様たるべき場合實際上少なからぬと思ふ。

三、護本。支那で通俗上股東の合股に對する出資を成本と護本とに區別する。成本とは普通の資本のことであつて、護本とは成本の缺乏を擁護する爲め、資本家が成本以外に出資し、成本のやうに利潤を受くることなく、一定の利子を得るに止まるものだ。それで護本は資本主の預金の如き性質を有しハンザ諸海市に於ける商事組合の債權持分預金證書を有する預金者の預金に似て居るが、妄りに之を引出すこと出來ず、成本の補充金たるべきものである。護本は資本家のみから出資せらるるものでなく、掌櫃的以下店友からも出資せらるるものであり、之を成本に振替することも亦出來るのである。北支滿洲に於ては、股東茲に身股を有する店友に對する配當金の内から、一定額を抽出して之を積立て、其股東に屬するものは之を護本と稱し、其店友に屬するものは之を護身と呼び、共に股東店友の自由に引出すことを許さず、之を舊經營の擴張若くは新經營の創設等に利用し、合股の發達を計ると同時に護本護身の増加を企て、廳がて護本護身を成本に振替へ、合股股東店友の繁榮を期することが行はるる。護本制や護身制の行はるることは、連合責任を負擔することなく、合股に出資し得ることを示すものであつて、それが一步を進むればハンザ商事組

合の跡を辿り、臆がて株式會社に發展すべき一原因となるべきものだ。

四、紅股。南支那に於て、合股の得たる利益から官利即ち股份に對する利子や、公積即積立金を控除した殘額を紅利と名け、股東や店友が各、股份に應じ紅利の分配に與る習慣があつて、該持分を紅股と呼んで居る。しかし紅股は廣い意義を有し、北支那の人股と同一なる意義を有する場合もあつて、股東中紅股に乘換へ合股債務に對する連合責任を免るるものがある。大理院の判例に據るに『合股員中契約に依據して紅股に轉屬し損失を擔任せないものがある。此場合外部に對しては紅股以外の股東に於て一切の債務を負擔することを要す』（二年上字二三二號）とあつて、紅股東の連合責任を免除して居る。

以上の四例から判斷すると、股東の合股債務に對する責任が永久不易でなく、連合から有限に變化する傾向あることを看取し得る。合股のみならず凡ゆる會社の他と區別し得る最も重要なる點は、共同債務に對する責任如何に係つて居る。股東の責任が連合より有限に變化する傾向あることは、支那の社會制度に依り協同體社會の性質を佩びたる合股も、一定條件の下に無限責任と有限責任の成員の混合より成立する合資會社に移ることは勿論、有限責任の成員のみから成立する株式會社にすら變すべき可能性あつたものと考へられる。

第二 株式會社の發生

一、對外策と株式會社

支那には株式會社發生の準備あつたけれども其實現するに至つたのは歐米資本主義國家の侵略を防遏する爲め當局

者に於て之が設立を企圖獎勵したからである。これは日本に於て株式會社の發生を見たのと全く符節を合するものであつて歐洲に於て人爲を加へないで自然に發生したものと遙かに趣きを異にして居る。支那は傲然自ら中國と稱し、他國を斥けて夷狄と爲し、廣東一港を五市の爲めに開き殆んど國を鎖して自足經濟を營んで居つた。遇々道光二十年（一八四〇年）英吉利と戦ひ大に破れ、咸豐十年（一八六〇年）更らに英佛の爲めに北京を陥れられ、地を割き金を償ひ諸港を開き、法權や稅權を喪失した。これより虎視眈々たる列強は先を争つて支那に殺到し、政治上經濟上支那を侵蝕して已まなかつたので、富國強兵論なるもの支那に起つた。乃ち一方には新軍を練り海軍を興し所在に造兵造船などの軍需工場を建設して外國軍の侵入を禦ぐと共に、他方には鑛山を開き、工場を設け、汽船を購ひ、鐵道電信を架し國內の産業を振起して利權を外人の手から回收せんと企てた。當時清朝中興の元勳曾國藩が富強に努めた折柄支那最初の留學生容闈なるもの歸朝し曾氏の顧問に備つたので先進國の範を採るに便であつた。曾氏は志を遂げないで死んだけれども其衣鉢を襲いだ直隸總督李鴻章は曾氏の爲さんと欲して爲す能はざるものを成就した。尋で廣湖總督張之洞も亦李氏に對抗し諸般の軍經諸事業を設定したので略ぼ富強の端を啓いた。軍事上のことは暫らく措き經濟上のことを述べんに、會李張三氏の努力に依り支那に於て始めて株式會社の發生を見るに至り、爾來幾多の紆餘曲折を經、遂に今日あるを得たものだ。其間六十五年凡そ五變遷がある。乃ち官督商辦時代、外人企業時代、利權回收時代、國貨維持時代、國民革命時代がそれである。

二、初期の株式會社

支那が資本主義國家の侵略に對抗する爲め新式企業を創始したが、出資經營の點から考へ略ぼ之を官辦、官督商辦、及商辦の三期に別つことが出来る。官辦とは中央地方官憲の出資經營に係るものであつて、純然たる官營事業を言ふものである。官督商辦とは政府人民の合同出資經營に係るものであつて半官半民事業を指すものである。商辦とは人民の出資經營に係る民營事業を呼ぶものである。支那初期の株式會社は官督商辦を嚆矢とするものであるが、官督商辦は官辦の影響を受くること少くないから、先づ官辦を略述し、官督商辦に及ぼしたい。

前後二回の外患は支那官僚軍閥の先覺者を警醒すること少なくなかつたので、彼等の手に依り經營せられた新式企業が、軍需工業であつたこと當然でなければならぬ。一八六二年會國藩は安慶に軍械所を、李鴻章は上海に製礮所を創設したが専門的に觀察すれば稱するに足るものなかつた。會、曾氏は米國留學生容閏の名を聞いたので之を安慶に招いて其意見を徴した。容閏は廣東の出身者であつて一八三五年澳門のモリソン學校に入り、一八四七年米國に出で、小學中學の課程を經一八五四年エール大學を卒業したもので、當時支那に於ける唯一且つ最初の海外留學生であつた。彼は歸國の後外國商館の爲め茶を買賣して居つたが曾氏の依託を受けたので、西式機器廠設立案を獻策した。其案に據るに、『中國は面積廣大であつて多數各種の機器廠を立てなければならぬ。各種の機器廠を立てんとするならば、先づ一良好の母廠を設け、然る後多數の子廠を造り、母子廠協同するやうにするがよい。中國は原料廉く勞銀賤しいから將來自造の機器は必ず之を歐米に較べ廉價である』と言ふのだ。曾氏は其獻策を容れたので、容氏は米國に赴き、機械を買入れ、機械技師ハスキンス氏を招聘し、一八六五年、上海郊外高昌廟に砲銃製造所を設立した。これは有名な江南機器局である。尙ほ容氏は本局に兵工學校を附設し、多數の機械技師を出したので、後日支那工場設置

に貢獻すること少くなかつた。爾來一八八二年に至るまで福州、四川、天津、南京各所に於て造兵造船等各種軍需工廠設立せらるるもの輩出し軍需工場時代を造り出した。

軍需工業は之を官辦にすること已むを得ないが、如何に新式なりとも一般企業を擧げて官辦にする譯に行かない。然し此等の企業を經營するには資本を要すること多く、到底合股の如く數人をして出資せしめ難い。又成敗逆賭すべからざる新事業に對し股東のやうに出資者をして無限の責任を負はしむることも出来ない。それで外國に倣ひ株式會社を組織し之を經營するより外に方法がない。しかも一般市民は資本に乏しく、株式會社に關する知識なく、殊に新事業の前途を危みたから、株式を公募する譯に行かぬ。それで資本の一部分を官庫より支出し不足分は強制的に官吏に割當て纔かに株式會社を創立した。アダム・スミスが喝破した通り『株式會社は獨占權を享有しなければ成功せず、獨占權を享有するも成功するもの稀なる』次第だから英國に於けるロツア、東印度諸會社、我邦に於ける通商、爲替諸會社など初期の株式會社は何れも皆特許會社であつた。支那も亦同様であつて政府から種々なる特典免除を與へて之を保護した。且つ支那では日英と異り官憲及官吏の出資から成立した關係から官憲監督の下に官吏をして事業を經營せしめたので、之を官督商辦と名けた。支那初期の株式會社は概ね皆之に屬したので之を官督商辦時代と稱する。試みに二三の例を述べて見る。

一、招商局。支那は前後二回の敗戰に依り南北支那及揚子江沿岸に於て外國貿易の爲め開放せらるるもの十有二港に達した。此等諸港に於ける外國貿易は勿論、内國貿易も亦外國汽船に依り行はれ、就中米國汽船會社旗昌洋行は十二隻の汽船を所有し長江沿岸天津寧波間を駛走し、不廉の運賃を貪つた。且つ當時支那は河海の交通皆舊式の民船に

頼り、大運河の修繕を怠つた爲め、長江方面から運河を通じ貢米を北京に送ること頗る困難を極めた。若し海路に由らんとせば風浪高き山東角を繞らなければならぬ危険があつた。従つて支那に於て貢米を輸送し外國人から航業權を恢收する爲め汽船會社を設立すべしとの意見を生ずること自然の勢でなければならぬ。江南機器局設立二年の後即ち一八六七年容閔は道員許同身と連署し貢米を運送する旁一般貨客を取扱ふ爲め商人の手で汽船會社を造りたい。一切の資本は支那人の懐から出し、外國人の出資を許さない。支配人も亦支那人を用ひ、會社の地位を鞏固にしたいと南京總督たりし曾國藩に出願した。曾氏は之を許可したが、未だ實行に至らずして死亡した。一八七二年に及び浙局總辦海運委員候補知府朱其昂なるもの同様の計畫を立て、直隸總督李鴻章の援助を求めた。李氏は大に之に賛成し皇帝に上奏し、戸部から官金二十萬串を貸下げ、更らに地方官憲から三十萬兩を交付した。朱氏は官金四十萬兩を以て汽船會社を設立し之を招商局と名けたが實は一個の官業に異ならなかつた。本局は貢米の外銅木材等官有物を運送する特權を與へられ、納稅其他につき恩典を享けたのであるが、何分百事草創に屬し、旗昌の外太古・怡和など外國汽船會社の競争を受けたので、莫大なる損失を被むつた。翌一八七三年李氏は道員唐廷樞に命じ善後策を講ぜしめ招商局の章程を改正し資本金を百萬兩とし之を二千株に分ち民間より募集せんとしたが、見込ないので、強制的に之を官吏に割當て先づ一千株五十萬兩を募集し、官有汽船伊敦、永清、福星、利運の四隻を貸付け改めて經營に従事せしめた。唐氏は廣東人であつて汽船業につき若干の經驗あり劃策も亦宜しきを得たので業務漸く緒に就いた。一八七六年に及び唐氏は兩江總督に請願し一百萬兩の貸下を受け旗昌洋行の船舶、埠頭、倉庫、等一切の財産を二百萬兩で買收し、長江航路の基礎を固め新に廣東に航路を擴張した。幾何ならず唐氏死し、支那官僚出身實業家の巨擘と稱せらるる蘇

松道盛宣懷之が後を襲ひ、銳意事業の進展を謀り一八八一年豫ての計畫通り一百万兩に増資した。しかも一般公衆から株金を募集すること出来なかつたので舊株主に新株を割當てた。此際株式の無記名融通を認めたことは一進歩に相違ないが尙ほ合股に准じ一割の官利を支拂ふことを許した。爾後益々業務を擴張し、太古、怡和の二大汽船會社と妥協を遂げ運賃の合同計算を約し、斯業の獨占をしたので收益次第に増加し一八九八年一月に及び積立金二百萬兩を資本金勘定に振替へ、何等の反對給付を受くることなく、之を株主に分配した。本局は株式會社であるけれども李鴻章との關係密接であつたので北洋大臣の監督を受け其總理の如きも北洋大臣から任命せらるるなど官憲の干渉を被むること甚だしく、所謂官督商辦の典型なるものであつた。李鴻章死し、中央官制改革せらるゝや、盛氏の盡力に依り本局を北洋大臣の管轄から郵傳部に移し、郵傳部から單に二名の監察を派遣するに止め、株主の選舉に依る董事を以て重役會議を組織し局務一切を總轄することとなつた。爾來一九三二年國營となるまで汽船業を營む堂々たる支那の株式會社として繼續した。

二、開平礦務局。株式會社組織に依り招商局を經營すること出来たから、該組織を以て各種の新企業に及ぼし資本主義國家の侵畧を防遏せんとするは自然の勢であらう。招商局の設立より遲ること五年開平礦務局なるもの設立せられた。軍需工業が興り汽船業が創まれば、石炭や鐵の需要盛んなるべきこと言ふを待たぬ。支那には石炭や鐵の生産觀るべきものなかつたので之を外國に仰いだ。光緒三年（一八七七年）直隸總督李鴻章は其管内開平に石炭と鐵の埋藏せらるゝもの多いことを聞き之を採掘して外國品の輸入を抑制せんと企てた。乃ち前任天津道丁壽昌、津海道黎兆棠及招商局員候選唐廷樞と合議し官民から株式を募集し之を開平礦務局と名け先づ石炭の採掘に従事した。

翌年工事に着手し四ヶ年を経て始めて石炭を出すことになつたが其經費二百二十餘萬兩に達し株金百二十萬兩を以て補填すること出来なかつたので、直隸總督衙門は官金二十四萬兩を貸付け更らに商民から四十五萬兩借入の周旋を爲し、別に朝廷に請ふて石炭課稅輕減の許可を受け其他種々の特典免除を與へたので本局の營業漸次盛大に赴き遂に支那最大の石炭採掘會社となつた。

三、中國電報局。開平礦務局より稍、遅れ李鴻章の幹旋に依り成立したものは中國電報局である。鴉片戰爭後大東電信會社と大北電信會社とは印度支那、日本其他の外國から香港、吳淞、厦門に達する海底電信を布設した。殊に大東電信會社の如きは同治十三年（一八七三年）同社の海底電信と接續せんが爲め吳淞上海間に陸上電信を架設した。電信の如き重要な通信機關を外國人の手に歸せしむるは支那にとり大障礙であるから、一八七四年沈葆楨等は數々電信架設のことを上奏したが保守派の妨害に遇つて開設すること出来なかつた。光緒五年（一八七九年）李鴻章は大沽北塘の砲臺と天津の間に電信を架設し先づ實地に就き滿朝の蒙を啓き翌年六月實例に基き其便利を指摘し、天津上海間の電信を架設し、其資金は一時官金を以て立換へ、竣工後、招商局に倣ひ、公正なる紳商を選び株式を募集して電信會社を創設し、官督商辦の方法で經營せんことを奏請し其允許を得た。それで前津海關道鄭藻、候補道盛宣懷、劉含芳等をして大北電信會社と工事請負契約を結ばしめ、光緒七年五月起工し十月末竣成し、工費湘平銀十七萬八千七百兩に達した。それで翌八年三月一日商民から額面百元の株式八千總額八十萬元を募集し、半官半民の電信會社を設立し之を中國電報局と名けた。當時電信は利權として列強の覬覦する所であつて、外國の海底電信が既に支那沿海諸港に陸揚せられて居るのみならず、英佛米の諸公使は上海に萬國電報公司なるものを設立し上海から香港に至るま

で各港に海底電信を布設せんことを要求し、更らに英國公使は英商に上海から寧波、温州、福州、廈門、汕頭に至る海底電信布設權を賦與せんことを請求するなど支那電信は列強の手に歸する恐れあつた。それで李鴻章は本局をして先づ上海廣東に至る陸上電信を架設し外國人の野望を杜絶せしめ、爾後四方に向ひ益々電信を増設せしめ兎に角陸上電信文け支那の支配に屬せしめた。本局は官府の特別保護を受け重大なる獨占權を得たので、收益漸次増加し遂に支那に於ける有力なる會社となつた。

四、上海機器織布局。開國以來協定均一從價五分の輕稅で輸入を許可したので、外國製品の輸入増加し、支那製品の需要減少し、正資の流出漸く甚だしく、支那經濟界の不況を招いたため、李鴻章は外國に倣ひ機械工場を興し廉價なる良品を生産し、外國製品の輸入を防遏する外之を救濟する途なしとした。當時輸入總額七千九百萬兩中棉布の輸入二千三百萬兩約二割七分を占めたので先づ上海に織布局を設立し、輸入棉布を抵制せんと企てた。乃ち光緒六年（一八八〇年）三品銜候選道鄭官應、三品銜江蘇補用道龔壽圖等をして招商局の章程に倣ひ上海機器織布局を設立せしめた。其一株百兩總株四千、總資本四十萬兩、內發企人にて二千株二十萬兩を引受け、殘額二十萬兩を南北洋大臣全國の大官富商より醸出した。鄭官應は官務を辨じ、龔壽圖は商務を辨じ、郎中蔡鴻儀等は共同辨理し、別に米國から技師を招聘し製造を監督せしめた。李氏は朝廷に請ひ十年間上海に於て棉布製造の獨占權を與ふるの外、上海で製品を販賣するときに限り稅釐を免除し、之を内地に輸出する場合には、輸出稅五分を納入すれば一切の稅釐を免除することゝした。これは支那が條約に違反せない範圍に於て産業を保護する唯一無二の良法であつたから本局の收益年々増加した。其後本局は火災に罹り烏有に歸したので、李氏は天津海關道盛宣懷に命じ、新に官民から資本を募集し、

華盛と名くる綿絲布製造會社を設けたが單に關稅上の特典を與ふるのみで復た製造獨占權を與ふることなく、同業の工場の發生の便を計つた。

資本主義國家の侵略に對抗する爲め産業を振起した李鴻章の功績大なるものがあるが假令彼れに匹敵すと言ふ能はざるも、雁行するに足るべき他の一人あることを忘れてはならぬ。それは張之洞である。張之洞は兩廣總督であつたとき、全國に率先して洋式造幣廠を設立したことを始めとし、廣東の重要物産である、生絲、絹布、紙、花筵、等の機械工場の設置に努力した。尋で廣湖總督に轉任するや、國防上産業上製鐵業の必要なることを痛感し、大冶に礦務局を置いて鐵礦を採掘し、漢陽に製鐵所を設けて鐵、鋼を製造し、別に萍鄉に於て石炭を採掘しコークスを製造した。此三つのものは後日合併して支那最大の綜合的製鐵所なる漢冶萍煤鐵礦廠公司となつた。尋で張氏は武昌に織布、紡紗、製麻、纜絲の四局を設立し上海機器織布局と同一の特權を與へ斯業の發展を期した。此他張氏の盡力に依り、武漢三鎮に各種の製造工場の輩出したもの枚擧するに遑がない。

李張兩人の盡力に依り産業振興したので、各省の督撫が管内に於て李張に倣ふもの輩出し、官督商辦事業興隆した。しかし上海、廣東、重慶、等の大都會に於て燐寸、綿絲、紙、等の機械工場を設立する爲め商辦即ち民營の株式會社を組織するもの漸く發生した。されど官督商辦が最も流行したので之を官督商辦時代と名くる。

三、外人企業全盛と利權回收運動

招商局の設立から日清戰爭に至るまで二十三年間即ち株式會社創設の時期に於て官督商辦流行したが、明治二十八

年馬關條約締結の結果頓挫するに至つた。該條約第六條に於て外國人が清國各開市場に於て自由に各種の製造業に従事し、其製造に係る一切の貨物は清國に輸入せらるる商品と同一の取扱を受くることを認めた。それで官督商辦の工場は市場獨占權を奪はれたのみならず、關稅釐金上の特典免除も私すること能はざるやうになつた。且つ中央地方の兩政府も亦軍費や賠償金支拂の爲め財政窮乏したので新事業に對し出資又は貸付を爲し其發達を促進すること出來難くなつた。加之官督商辦の會社にあつては企業に經驗のない官吏が重役の椅子を占め官界に於けると同様私腹を肥す害あり、官憲より種々なる干渉を受けなければならぬ。それで商民はまた此種の會社を組織するを好まないやうになつた。従つて官督商辦は自然衰靡したが支那商民は未だ獨力で大株式會社を設立すること容易でなかつたので、支那富源に憧憬した外國人は馬關條約の特典を利用し、先を争ふて開市場で諸工場を設定することゝなつた。當時棉絲布は支那輸入の太宗であつたので、支那の紐育とも稱すべき上海に於て第一着手として紡績會社が設立せられた。

歐米諸國は資本的侵略を爲すこと久しいものであつたが、尙ほ支那を以て睡れる獅子なりとの疑心に驅られ、思切つた行動に出でなかつたが、日清戰爭に依り支那の實力を看破したので、未開國侵略の方法を支那に適用するに至つた。それは銀行及鐵道に依る支那侵略であつて各自機關銀行を設けて利權を護得し、利權中の利權と言ふべき鐵道に對しては最も意を致し、其獲得した鐵道の四周を勢力範圍とし、該範圍内に於ける有ゆる資源を開發し、遂に之を自國領土に編入せんことを圖つた。現在列強の所持する諸利權は此時代に於て獲得したもの少くないのである。

支那に於ては列強の刺戟に依り中國通商銀行の創立を始め紡績業、製粉業、燐寸製造等各種の輕工業設立せられ所謂商辦の株式會社輩出したけれども何れも皆外國人の企業に及ばざること遠く外人の企業全盛であつたから、之を外

人企業時代と名くる。

外人の企業全盛を極むれば其反動の生ずべきこと當然である。それは所謂利權回收運動である。利權回收の思想は既に招商局設立時代に創まつたものであるが、其普ねく支那國民の標語となつたのは光緒二十九年（一九〇三年）商部の創設せられた前後である。日清戦後支那利權を擧げて列強の手に歸すべき憂あつたので支那人間に利權回收の思想漸次濃厚を加へつゝあつた。遇々清の宗室載振が英國に使し海外諸國の商工業隆盛の狀態を觀、歸途日本に立寄り商工業の保護獎勵至らざることなきを知つた。歸朝するや否や六部の外新に商部を設け商工業を振興し以て富國の本を樹てんことを上奏した。六部の制は唐虞に淵源し、四千年間襲用したものであり、歷朝末業として擯斥した商工業の爲めに六部と伍すべき部を設けることは破天荒とも言ふべきものだ。しかし時勢の必要に迫まれ、光緒帝は該上奏を容れて商部を開き載振を尙書とし陳璧、吳廷芳を左右侍郎として事に當らしめた。是より政府は未だ會て有らざる商工業教育に關する諸般の設備を爲し、資本金の多寡に應じ位勳官爵を授けると言ふ珍らしき商工獎勵法を設け、急遽商律及附屬法を制定して會社の設立を促がした。商部設立の翌年日露戦争起り、東洋の島國が、泰西の雄邦を破つたので、支那人の腦裡に潛在せる侮外自尊の激情が忽ち爆發して猛烈なる利權回收運動となり、條約に基き外人より回收し得べき利權は之を回收し、外人の經營せる事業に對し同種の事業を興して之を壓迫し、外人の着手せんとする事業は自ら先づ着手し之をして着手すること能はざらしめ、直接間接利權の回收に努め、其熱心の致す所、狂暴一揆に異らなかつた。之が爲め日本人を除き外人の新に支那で製造工業を經營せんとするものなく、支那株式會社は所在に雨後の筍の如く輩出した。

四、株式會社經營緒に就く

利權回收に基く株式會社の設立は利害の打算を忘れ、一時の感情に驅られ、濫興したるものに外ならないから、好結果を得らるべき筈がない。光緒三十二年（一九〇六年）頃から漸次破綻を來たし、同三十四年に及び全國に互り大恐慌を招いた。支那に於て歐米に行はるるやうな恐慌の起つたのは之を以て嚆矢とすべきである。幾何ならず減滿興漢を標榜する民族革命が起り、清朝退位したけれども、之に代つて全國を統一すべきものなく、軍閥四方に割據し、經濟界の混亂甚だしく、財政に至つては窮乏の極に達したから、利權回收の聲跡を絶ち、官民共に外資を輸入し、國難を救はなければならぬと論じ、有ゆる利權を擧げて擔保に供し外債を募集した。それで焦眉の急を救ふこと出來たけれども、利權を喪失すること日清戰後よりも甚だしく、列強に瓜分せられんとする凶兆現はれ、復た利權回收を言ふものなく只國貨維持の聲を聞くやうになつた。

物窮すれば則ち通ずと言ふ如く支那を死地から生地に置いたものは歐洲戰爭である。列強は戰爭に没頭し、支那を顧みる遑なく所謂資本的帝國主義の侵略なるもの一時に閉息した。唯日本のみ略ぼ戰爭の渦中から免れて支那を經營すること出來たけれども大正四年に二十一ヶ條の要求を提起したので支那民族の深怨を買ひ、排日運動全國に勃興した。排日運動は暴力の伴はない日貨排斥であつて之を文明式抵制法と名くる。始めは消極的抵制法に止まつたが後には積極的抵制法に進んだ。乃ち日貨の排斥に依り日本品の需要激減するもそれは抵制熱の熾んときに止まり纏て抵制熱退けば反動的に需要急増する。それは支那に日本品の如く廉價良質のものがないからである。それで日貨を排斥

すると同時に國內産業の發達を助長する政策を採つたので、『一箭雙鷗』の實を擧ぐることも出來た。又幸に支那の豊富な資源を利用して、原料品や食料品を交戦國に輸送し鉅利を博することを得たので、資本頓に増殖した。上記の三原因に依り、支那新式企業の基礎が定まり株式會社成功の見込あるやうになつた。

歐洲戰爭の支那に及ぼした影響少くないが、其最も顯著なるものは民族主義の普及であつて國民黨は之を標榜して民族革命を成就した。乃ち彼等は内に對しては打倒軍閥官僚を唱へて國內を統一し、外に對して反帝國主義を叫んで利權を回收し遂に關稅自主權を恢復し略ぼ近世的民族國家の體裁を整へることが出來た。それで資本主義國家の侵略を防遏する爲め自ら資本主義化せんとする宿望も空しからず、中央、中國、交通、三銀行など株式會社の成功するもの出づるに至つた。

第三 株式會社經營難

一 失敗の事例

支那で株式會社の創設せられたのは今を距る六十六年前であるが、其失敗せるものが多く、倒閉せないものも纔かに事業を持續するに止まるもの少くなく、成功せるものは殆んど數ふる程しかなかつたので、世間から株式會社は支那で成功しないものと看做されて居つた。試みに其失敗した數例を擧げて見る。

支那の機械工業中最も早く設定せられ最も盛んに發達し、工業界に於て覇者の地位を占むるものは紡績業である。紡績業は國內に豊富な原料と量り知れない製品の需要とあり、そして技術も亦簡易であるので賃銀の極めて安い支那

勞働者の作業に適し、且つ政府から特典免除を賦與されて居る。殊に上海は揚子江の咽喉を扼し、内外貿易の總滙であつて、金融の中樞を占めて居る。従つて内外人の紡績工場が上海に集注すること自然の勢であつて、巨額の利益を擧ぐべきことも亦當然の筈である。然るに日本人の經營に係るもののみ莫大の利益を獲るに拘らず、支那人の經營に屬するもの失敗相續いた。

武漢三鎮は揚子江の中流を占め、漢水の關門に當り、四方雜處九省之會と稱せられ、各種の原料品を得るに易く、製品を賣るに便であつて、夙に支那に於けるシカゴと名けられた。それで武昌の四局を始め製革工場、平板厚硝子工場、釘針工場、製絲工場、製粉工場、製紙工場等前後相踵で設立せられた。何れも皆嶄新の機械を備へ、内には官憲から特典の恩典を受くるものあり、當然成功すべき筈なるに拘らず何れも皆失敗した。

漢冶萍煤鐵礦廠公司是東洋第一の鐵山たる大冶と、支那四大炭坑の隨一たる萍郷と支那第一の製鐵所たる漢陽とを併せ有する理想的製鐵所たるに拘らず歐洲戰前まで年々缺損を招き日本よりの借款額四千五百萬圓に達した。招商局は支那唯一の大汽船會社であつて支那沿岸殊に揚子江の要津に絶好の埠頭を有し、支那政府から若干の保護を受け、之を外國人に較ぶれば支那貨客を收容すること遙かに有利であるから、當然好配當を爲し得べき筈なるに、黒字の時代少く内外借款元利堆積して約七千萬圓を算し數々列強爭奪の好目標と爲り、最近米人に讓渡したりと傳へらる。交通銀行は交通部の機關銀行であつて支那利權の淵藪たる鐵道の收支を掌り、兼ねて兌換券發行の特權すら賦與せられ、其缺損を招くが如きは想像だも出來ないに拘らず、一時營業不振であつて日本から借款したことがある。

殊に怪しむべきは株式會社の經營に適し何れの國でも概ね成功した鐵道事業が支那で失敗したことである。利權回

收運動の起つたとき支那官民は主力を鐵道に集注し、自省の資力を以て自省の鐵道布設の計畫を建て、殆んど迷信的熱狂を以て資金を募集し、株式會社を設立した。然るに其建造に着手するや豫期の如く線路を布設し潤益を擧げたものもあるなく、概ね工事半ならざるに資金を使ひ果し、未だ一哩だも布設するに及ばないで既に數百萬元を空費したものがあつた。田を典し糞を傾けて醸金した中流以下の株主は何等の報償を得られないで饑寒に泣き、所在囂々たる不平の聲が起つた。各省の鐵道當局は不得已相當價格を以て鐵道を買收せんことを嘆願し、中央政府も亦之を各省に一任するときは重要交通機關である鐵道を布設し得べき期なきを憂ひ、遂に民國二年より四年に互り四川省以下七省の鐵道を八千餘萬元に回收し纔かに事なきを得た。

斯の如く支那に於ける株式會社の經營は失敗したので流石猖獗を極めた利權回收運動も一時其跡を絶ち、外國人中株式會社經營は支那の國富を増進しないで、反て之を破壊するものと酷評するものもあり、『支那株式會社失敗』は世界の定評と爲つた。

二、失敗の原因

支那株式會社失敗の原因は種々あるが、之を内外兩方面から研究して見るに、外にあつては不平等條約を主たるものとし、内にあつては、三缺乏即ち公共心、資本、經營者の缺乏を主たるものとする。左に分別して説明したい。

甲、不平等條約の締結。

歐米資本主義國家が合法的に支那を侵略する手段は不平等條約の締結である。不平等條約中支那の産業を壓迫し株

式會社の發展を阻害したものは關稅協定權と治外法權の設定である。

英吉利は鴉片戰爭の大捷に依り資本的侵略の端を啓くを得たので、一八四二年南京條約を締結し、翌年更らに稅則に關する追加條約を締結し、稅率は輸出入共に均一從價五分と協定し重要なる貨物に對しては五分を標準として換算した從量稅を採用せしめた。幾何もなく佛蘭西と聯合して支那を破り一八五八年天津條約を締結し、抵代稅制を設定し輸出入稅の半額即ち二分五厘を納付した貨物に對し一切の内地通過稅を免除せしめた。そして此等の特典は最惠國約款に依り列強に均霑せしめたので、支那の關稅自主權なるもの完全に喪失することとなつた。

歐米前進國の製品の開港場で消費せらるるものは僅かに五分を納入し、奥地に搬入せらるるものも亦七分五厘を納入するに過ぎないから後進國たる支那製品が假令無稅であつても到底之と競争し得べきものでない。況して支那製品に對し新舊各種の苛征あるに於てをやだ。支那には上古から歐洲中世に行はれた入市稅の如く、貨物の都會に來たるものに對し課稅した。明代では之を落地稅と名け、清代及民國の初期を通じて之を襲ふた。又明代に大運河及揚子江の要津に常關を設け之を通過する貨物や船舶に課稅したが、清代になつて、之を陸路に擴張し、本關分卡各地に密布するやうになつた。長髮賊の亂後各省督撫は管内水陸通路に釐金局を置き通行の百貨に課稅した。此三つのもは其性質大差ないのであるが、相竝んで行はれ、しかも各地共通の規則なく、正稅の外幾多煩瑣なる附加稅存した。それで支那製品は此等の關局を通過する毎に檢査と課稅を受けるから、奥地に進むに從ひ稅額増加し遂に原價に超ゆるの患あるのみならず、徒らに日子を空費し商機を逸すべき慮あつた。従つて支那製品は之を僅かに二分五厘の抵代稅さへ支拂へば何等の檢査を受くることなく一切の通過稅を免除せらるる外國製品に比し非常なる不利の地位に立ち壓倒

せらるべきは言を待たなからう。支那識者が如何に消極的積極的外貨抵制法を用ひても關稅自主權を恢復せなければ國貨を維持すること出来ないと言はれたことは理由のあることだ。

外國製品は課稅上支那製品よりも有利であつて産業を壓倒するから、之が對抗策として支那機械工場の製造に係るもので、出廠稅として五分を納入する場合、内地稅釐を免除することとした。これは支那政府が産業を保護獎勵する諸方法中最も有效なものであるが、外國製品よりも僅かに二分五厘有利と云ふわけであり、しかも此特典は馬關條約に依り開港場に設置する外國人工場に均霑せしめなければならず、加ふるに外國人は治外法權を持つて居るので同種の企業を經營する支那人よりも有利となる。英國が南京條約を締結したとき治外法權を收め、更らに米國は一八四四年の條約に於て治外法權に關する確實な規定を設定したので列強の臣民は齊しく治外法權を有することになつた。治外法權を有するものは單に支那の裁判に服しないばかりでなく、警察や課稅にも服しないのでよいのだ。それで彼等は出廠稅五分さへ納入すれば一切の義務を免ぜられ、本國を背景として横車を押すことも出來、その上支那人に較べ遙かに卓越した經營と優秀なる技術と豊富なる資本とを有することなれば所謂鬼に金棒なるものであつて岩を以て卵を壓すやうに支那企業をつぶすことを得るのである。

日本も支那と同じく列強から不平等條約を押し付けられ商工業上壓迫を被むること少くなかつたが、幸に彼等の資本的侵略の深からぬ内に條約を改正したので、産業の發達今日あるを致したのである。不平等條約的惡用に依る列強の資本的支那侵略は殆んど肺肝に及ばんとして居るのだから、之を撤廢せない限り支那企業なるもの外人に壓倒せられ折角株式會社を設立しても成功すること至難であるのだ。

乙、公共心ノ缺乏

初期に於ける支那株式會社失敗の跡を尋ねる毎に當局者の公共心の缺乏を發見する。蓋し支那固有の企業形態たる合股は協同體社會に近く、株式會社は利益社會の標象たるものだから、合股經營から頓に株式會社經營に移る際現象を見ること已むを得ないものだらうか。合股と株式會社の最も異なる一點は合股債務に對する成員の責任が連合無限なるに反し株式會社株主の責任が有限なるにある。共同債務に對する責任を有限とするが如きは支那固有の法律の許さざるものなるのみならず一般社會道德の斥けるものである。然るに支那政府は株式會社の設立を保護獎勵し其負債の責任を出資額に限ることを承認した。これは支那人の惡心を挑發する嫌なしとしない。支那には同郷者又は同業者の設立した會館公所と名くるギルドがあつて嚴峻な制裁を設けて成員の非行を取締つたが、株式會社には此種の團體なく當局者の不徳に對し何等の制裁を加ふること出来なかつた。且つ舊法既に頼れて新法未だ備はらなかつたので、當局者の怠慢、背任、横領等の行爲を處罰する方法もなかつた。それで彼等は靦として爲ざる所なき有様であつた。

世人は株式會社當局者の不正行爲を以て支那人に道德心ないことに歸するものが多い。これは支那人にとり甚だしき寃罪でなければならぬ。支那では數千年に亘り家族制度なるもの行はれたので、支那の國教とも言ふべき儒教が家族を基礎として倫理を説くこと已むを得ない。然し彼等は一家道德に踰踏することを以て満足するものでなく、一家道德即ち一家内で遵守せらるる規矩を擴充して郷黨乃至天下に遵守せらるる規矩と爲し、一家を治むる方法を以て天下を治めんとするものだ。大學に修身齊家治國平天下を説けることが證詰とすること出来る。孔子が仁を説き孟子が義を唱へることより察するに儒教創設者の眼界廣大なることが判ると思ふ。しかし家族制度の勢力強く、孝を以て

百行の本と爲す支那に於て、一般人民に對し大學に論ずるやうに邇より遠きに及ぼさんことを望み難く、彼等をして一家の圈内に局限せしむることを免れない。顏氏家訓に『孝子安家而忘國』と教へたるは支那の風尚を暴露したものと考らるる。支那民間に於て道德の行はるる範圍は一家一族及一族の蔓延せりと看做さるる郷黨又は一族に擬せらるべき仲間組合に止まる。清末の名臣碩儒であつて長髮賊戡定の偉功を建てた曾國藩の兵を起した當初の目的は、一族郷黨を防禦することであつて他郷に出て賊を討つ意思なかつたことから察し得らるることと思ふ。一家乃至仲間組合以外のものに對する善行は往々悖德として批難せらるる虞あるに反し、一家乃至仲間組合の利益の爲めにする惡事は寛假せらるる傾がある。官吏が親戚朋友扶養の爲め收賄し、兒孫が父祖の病を治する爲め藥を窃むことを意としない。支那小説に現はるる盜賊は孝子順孫たることを裝ふて罪を宥されんことを求むる。文明諸國に於て法律を尊重して措かないが支那に於て國法よりも道德を尊重する傾きがある。若し兩者の間に衝突生ずる場合には法律を捨て、道德を採るべきものとせらるる。孟子に舜の父が人を殺したとき舜は法に仗り父を罪することなく父を負ふて海濱に遁るべきことを説いて居る。されば個人主義なる歐米人の立場から批判し支那人を以て不道德漢なりとするのは當らないのであつて唯其道德の行はるる範圍が狭いのだから、之を公共心乏しいと云ふべきものだらう。

支那人は不道德漢ではないが家族制度に累せられ公共心乏しいものだから、廣く公衆から資本を募集しそれで利益のみを追求する株式會社の經營に當るとき、合股の成員たる親戚朋友の利益を圖る如く赤の他人たる株主の利益を圖ること出來難い。彼等は親戚朋友を援いて支配人以下使用人と爲し互に結託して仲間の利益を増進せんことを努め株主の利益を犠牲にすることを顧みず、甚だしきは法令さへ破ることを厭はないのである。従つて株式會社は重役以下

の魚肉となつて失敗することを免れない。それで株式會社の失敗は外觀上當局者の不道德と云ふことに歸するが實際上支那道德の行はる範圍の狭少より生ずる公共心の缺乏に基くのである。

丙 經營者の缺乏

支那に於ける株式會社は資本主義國家の侵略を防退する爲め自ら資本主義化すべき必要から設立せられた新事業である。新事業を經營するには新人物を要すべきは言を待たないが、果して支那企業家中に之を擔當すべき人物あつたであらうか。當時支那には我幕末よりも各地に豪商鉅賈の存在するもの多く殊に富戸の淵藪と稱せらるる山西には侯、曹、喬、渠、常、劉、等數十姓の右門があつた。然るに彼等は殆んど全く祖先の餘澤に依つて財を擁するものであつて、智なく勇なく愉安日を互り、商務を擧げて掌櫃的に任ずに過ぎないものだつた。掌櫃的は紅顔出で、商家の徒弟と爲り數十年の歷練を経て白頭に及び始めて規模狹隘なる一店の經營を委任せらるるものである。彼等は自己の習得せる傳統的な一業に通曉して居るけれども、教育としては徒弟たりしとき業務の餘暇に學んだ算筆を解するに止まり、株式會社それ自體さへ判らぬものであつて、大規模な經營機關を運用し、内外の形勢に顧み、需要供給の事情を察し、生産や販賣を加減し、歐米人と輸贏を決するが如きことは、到底望み得べからざるものである。それで商人は初期の株式會社の經營を擔當することが出来なかつた。

支那は上古治者被治者の階級あつて士庶の區別儼存した。宋以降四民平等となつたけれども、科擧として試験に依り官吏を採用する制度行はれたので讀書人にあらざる限り官吏となること出来ず、子孫が父祖の業を繼ぐことも亦支那の常であるから、自然昔の士人に比すべき讀書人なる治者階級を形くつた。彼等は他の階級よりも早く國事を知ること

とが出来、或は翻譯書に依り、或は外人に就き、或は海外に留學し、多少外國の形勢に通じて居つた。加ふるに彼等の大先達とも言ふべき李鴻章や張之洞が株式會社を創設し、資本の大半も亦官庫や大官から支出せられたものだ。従つて所謂官督商辦の經營が讀書人の手に歸すべきこと當然であらう。假令商辦事業でも、特典免除を得るなど官憲との交渉が少ないので、旁讀書人に經營を委託せざるを得なかつた。讀書人畢世の目的は官吏になることであつて、希望者徒に多く官缺甚だ少いので、候補官即ち無役の官吏が國內に普ねく、株式會社の多くは現役のものよりも寧ろ無役のものゝ經營に歸した。

初期の株式會社の經營が士階級の手に歸したることは日支共に同じであるが、日本に於て成功したるに拘らず、支那に於て失敗して居る。それは何故であらうか。日本維新の革命は下士に依つて行はれた如く株式會社經營も亦下士に依つて行はれた。彼等は世上の辛酸を嘗め盡し、事務を擔當するの氣魄と材幹とがあつた。又所謂武士道に依り鍛錬せられたので、忠節に富み、株式會社を以て外國侵略を防遏する爲めに創設せられた公益事業と爲し、其經營に全力を竭した。これが我那で株式會社の成功した重要な原因である。然るに支那に於ては全く之に反して居るから失敗すること當然でなければならぬ。清代の讀書人は全力を復古考證の學に傾け盡し、科擧に應ずる爲め八股文を専攻した。其進士に及第して中央地方の官吏になつても行政につき智識と技倆とを有するもの頗る稀れである。財政警察裁判等は各官衙に専門の屬吏即ち胥吏なるものあつて其職を世襲にし行政の實權其手に歸して居る。それで彼等は在官中中飽陋規に依り私囊を滿たし、一部を上司に贈つて他日の榮達を圖り、一部を貯へて子孫の爲めに美田を買ふのである。それで彼等が株式會社の經營に當つても手腕もなければ誠意もなく官場に於けると同様株式會社を以て名利

の淵藪と爲すに過ぎないのである。楊銓は此間の消息に通じ下の如く痛罵して居る『工場の總辦なるものは總て候補道臺であり、官僚との交際に巧みであるかも知れぬが工場の經營には無能力である。如何にすれば生産費を減少し得るかと云ふことには何等の能力を發揮し得ない。そのみでなく工場内重要職員には悉く其親近者を入れ、總督とか巡撫とか言ふ大官僚の紹介さへあれば懷手して高い月給を取ることが出來た。當時此等の無能力者のことを洋房師爺と綽名した。彼等の經營する會社の上級職員は概ね斯の如き半官的の任命を受けたもので唯私腹を肥すことのみを知つて責任心なく管理の方法を誤つた』

丁、資本の缺乏

支那が株式會社を創設することになつたのは合股の資本僅少であつて到底雄厚な資本を擁する外國會社に拮抗するに足らないことを恐れたからである。株式會社に放下せらるる資本總額が少くて、各會社の資本も亦僅かであれば、株式會社經營の成功せざるべきこと言ふまでもなからう。支那に於ては資本缺乏し右門豪家と稱せらるるものも數十萬兩乃至數百萬兩を擁するに過ぎなかつた。合股の資本の如きは數百兩乃至數萬兩を常とする。従つて民間から資本を募集して大株式會社を設立すること甚だ困難である。官督商辦時代は暫らく措き、利權回收時代に入り、民間に於ける株式會社設立熱勃興し、一業を創むるは一業の利權を保持するなり、一株の募集に應ずるは一分の利權を恢復するなりとし、田を典し、囊を傾けて投資を競つた。四川、湖南、江西諸省の如きは鐵道會社設立に熱注し、一村落又は一ギルドに株金を割當て、地租又は釐金の附課税として之を徵收し、徵收高に應じ株券を授け、之を租股と稱した程である。かくて設立せられた株式會社は光緒二十九年（明治三十六年）より民國四年に亙る十二ヶ年に於て六百七

十七社一億四千七十五萬四千五百五十八元である。一社平均資本額は僅かに二十餘萬圓であつて、全國會社資本總額は我一電力會社に匹敵するに過ぎない。かゝる有様で株式會社の成功を期すること無理である。

支那に於て資本が少いから利息の高いこと自然の勢である。企業に投資するものは冒險を補償する意味で普通の利息より若干多くの利潤を得んことを欲するものだが、此點支那に於て最も明確であつて、利息即ち官利と利潤即ち紅利とを判然區別し、一定の官利の外紅利を得なければ満足しない。それで株式會社を發企するものは株主たらんとするものに對し、一定の官利の外紅利を分配し得べきことを保證し始めて應募せしむる。それで官利は一に保息と稱せられ、社債に利札を附すると同様株券に息票即ち官利札を附せらるる。官利は利益の有無に拘らず必ず之を支拂はなければならぬから所謂蝟配當に陥る憂あるので、大清商法及大正三年の公司條例に於て之を禁止した。然し『資金を有力な銀行に預入るときは何等の危険なく、市場相當の利息を得らるる。此利息は正利正息であつて之を利益なりと言ふこと出來ぬ。若し企業家が我等の資金を利用して會社を組織せんとするに於ては此正利正息を會社の資本に對する當然の支出として經常費に加算すべく、株主に對し更らにそれ以上の利得を分ち得た場合に於て始めて眞の利益と言ふべきだ。之に反し事業成績良しからず、市場普通利率以下のものを支拂はなければならぬ場合之を利益と言ふこと出來るだらうか。斯の如きは利益にあらず正息にもあらず即ち損失である』と言ふのが民間の意向だ。それで政府も已むを得ず官利の配當を承認した。官利は八分乃至一割であつて猛烈なる外國の壓迫を受ける基礎の薄弱な新支那會社の到底支拂ひ得るものでない。しかも之を支拂はなければならぬから經營困難なる會社は愈々困難に陥り數年ならずして資本を蕩盡することになる。それで窮餘の策として官利を支拂ふ餘裕のない場合に官利に相當する額面の

株券を株主に交付することが行はれ之を息股と名くる。會社が缺損を招いたとき資本額を切下げ之を補填すべきものなるに拘らず官利の支拂に充つる爲め權利株を増發し會社の負擔を増大せんには遂に該會社をして破産に沈淪せしむべきこと勿論であらう。

支那の會社は列強のそれの如く低利の資金を潤澤に使用すること出来ない。最近に至るまで商工業に對する資金を融通するものは錢莊即ち支那固有の銀行であつた。錢莊は合股に對して融資するのみで、株式會社に融資する餘裕がない。最近に及んで上海の大銀行が株式會社に融資することになつたけれども、總貸付額の二、三割位に過ぎぬ。しかも其利息は八分乃至一割四分であつて官利より高くとも安くはないから、之を利用するも官利支拂の患より劣らない。且つ支那株式會社は會社の内容を公開しないものが多いので、株券を取引所で買賣する譯に行かないから株券投資なるもの行はれないので資金の融通行詰り、高利を厭はず借入れなければならなくなる。支那工業界の泰斗たる紡績業の不振は全く資金缺乏し、高利の借款を負擔することに存する。昭和十年華商紡績聯合會年次總會の報告に據るに『現在に於ける一紡錘に對する負債は多きものは殆んど百元に及ばんとし、少きものも亦三十元前後である。全國華商紡績工場の紡錘の負ふ所の利息を平均するに十番手一俵は約六元、十六番手一俵は約十元、二十番手一俵は約十三元、三十二番手一俵は約十八元であつて、製造原價總額の殆んど三分の一を占めて居るが、此狀態は他國に於て類例を見ない』とある。資金の缺乏が株式會社失敗の重大原因たること歴々でなからうか。

三、合股的の成功

上記の四原因に依り歐洲戰前に於ける支那株式會社なるものは概ね皆失敗した。然るに支那政府より模範企業として表彰せられた大生紗廠、揚子機器廠、求新廠、泰豐罐頭公司、廣生行、商務印書館等の營業成績を觀るに、何れも皆良好である。それで株式會社も亦支那で成功し得るものと言ふべきだ。しかし大生紗廠は張謇一派の經營に係り、揚子機器廠は漢冶萍煤鐵礦廠公司の重役の投資より出で、求新廠、泰豐罐頭公司是其株主使用人大抵親戚朋友より成つて居つて、假令其名は株式會社經營であつても其實は合股事業と異ることがない。殊に商務印書館の如きは日本人の拮据經營に依り盛大を致したものであつて、其内部組織は合股と類似して居る。従つて此種會社の成績良好なるを見、直ちに株式會社經營も亦成功すると斷ずるは早計たるを免れない。

合股組織で新式機械を備へ、新式生産方法を以て工場を經營するものがあるが、株式會社の失敗せるに反し、外國人の工場と殆んど異ならぬ成績を擧ぐるもの少くない。蓋し彼等は株式會社と同様不平等條約締結の不利を被むるけれども、一家を經營するやうに合股を經營する掌櫃的を有するからである。舊來の商工業に従事する合股は資本主義侵略の影響に依り、業態昔時の如く安穩でないこと明であるが、尙ほ其經營には多額の資本を要することなく、錢莊から無記名式約束手形たる莊票發行手段に依り資本額に若干倍する融通を受くことが出來、商取引も亦長期に亘り、相互決済を用い、現金受渡を省略するから、之を株式會社に比較し資金甚だ潤澤である。且つ掌櫃的以下店友は數百年來のギルド制規に依り養成せられたので、一業に精通し、商人道を遵守し、協同して合股に奉仕する。従つて株式會社を失敗せしむる原因は合股を成功せしむる原因であつて、株式會社設立せられてより五十年に垂んとするに拘らず、株式會社を以て合股に代はらしむること能はざるのみならず、依然合股をして流行せしめた。支那に於ては株

式會社は成功しないものであつて、其成功するものは合股的のものであり、合股的に遠ければ遠き程失敗し、合股的に近ければ近き程成功するものなりとの定評が生ずるに至つた。

第四 合股衰へ株式會社興る

一、株式會社急成難

支那に於て株式會社は一八七二年に創設されてから、歐洲戦前に至るまで四十餘年の久しき亘り失敗に失敗を重ねた。之を日本に於て二十年間に成功したものに比較すると非常の相違がある。然し株式會社なるものは、環境宜しきを得ないと發展せないのであつて、其歐洲に發生したのは一五五三年であるけれども十八世の半頃まで何等觀るに足るものなく、アダム・スミスなども其重役に熱心、周到、能力を缺き富室の家扶の如く輕率であることを指摘し、前途を悲觀した程である。其隆盛を觀るに至つたのは産業革命以後のことだ。日本に於て株式會社の急速に成熟したのは特殊の事情に依るものであつて、滿洲に於ける日本人經營の株式會社は明治三十九年（一九〇六年）に創設せられたものであつたが數年前まで好成績を擧ぐるもの少なかつた。されば僅々數十年の成績を以て支那株式會社の發展に見切り付くることは尙早であらう。

支那の社會狀態より考へ、合股から直ちに株式會社に移ることは無理である。先づ合股から移り易い會社を行ひ、然る後株式會社に及ぼすべきものだとの説がある。王焜福の如きは其顯著なものだ。王氏の説に據ると『我邦に於て俄かに株式會社を偏行すること難い。我邦に偏行すべきものは合名會社である。我邦に於て經商に長じたものは多く

は資金がない。資金あるものは其信頼する經商に長じたものを得て出資する。兩者の結合は磁石の鐵を吸ふ如く接合を待つまでもない。合名會社は通行し易いけれども、其制度は極めて幼稚であるから立法者として幼稚のまゝに終らしめて之が計を爲さぬ譯に行かぬ。其計とは合名會社を變じて合資會社と爲すべき規定を設くることである。合名會社の成ることは合資會社よりも易く、合資會社の用は合名會社よりも廣い。合名會社を以て開業すれば成功し、それを再び改めて合資會社として其用を廣くすれば、利を宏くすることが出来る。合名會社なるものは個人の結合だから自ら力を量つて出資すべく、又資を量つて營業すべく、鋪張する必要もなく、虚糜する心配もなく、營業するから、事業の成功しない患がない。成效稍々著はるに及び、營業を擴充せんことを欲すれば改めて合資會社と爲し、資金を吸取すればよい。成效已に著はるに後に資金を吸取するのだから容易に片付く。既に成效を見又巨資を得れば利を宏くすることが出来る。合名を合資に變更する規定は缺くべからざるものであるにも拘らず、會社條例に此規定を缺く意思何れにあるか』と言ふのだ。此説は人耳に入り易いけれども、支那に於て合名會社や合資會社は行い易いものでなく、又支那人は之を行ふことを好むものでもないから結局俗論たるを免れない。試みに香港政廳が支那合股令を特設した事情を顧みれば明白である。

香港在住の支那人は、英國組合法に於て組合員連帶責任を負はしむるを以て支那合股の慣習に違反することを指摘し其修正を求めたが容られなかつた。それで、無資産者を名義者とし合股破産の場合に連帶責任を免れんことを計つたので其弊害甚だしかつた。香港政廳は已むを得ず一九一一年に支那合股令を制定し、股東は必ず實名を登記すべく、登記したものは出資額に比例して債務を分擔すべく、登記せざるもの限り無限責任を負擔すべきこととした。又別

に紅股東に關する規定を設け、紅股を有するものは官利を控除した紅利に對してのみ普通の股東と齊しく配當に與るべきも、一切の責任を免除さるべきものとした。此事實から考へると合名會社や合資會社の如く社員の全部又は一部が連帶責任を負ふが如き制度は支那に行い難いものであつて、王氏の説の無稽なることが判ると思ふ。又此條令に依る合股は、出資に比例して責任を負ふものと、出資額を限り責任を負ふものとより成立するから、支那の舊慣に違ふことなく、しかも舊來の合股に較べ公衆より資金を募集し易く、合股より株式會社に移るべき過渡的良制であると言ふことが出来る。然し支那株式會社の成功しなかつたのは、股東の責任のみが唯一の理由でなく既に詳述した通り種々の原因のあることだから、此等原因が解消しない限り、股東の責任につき若干の修正を加へた丈にて株式會社の發展を見ることなからう。どうしても適當なる機運の到來を待たねばならぬ。

二 會社失敗原因漸減

株式會社失敗の四大原因は支那社會狀態や國際關係から發生したものであつて一朝一夕に解消すべきものでない。されど氣候風土の如く永久不易のものでなく、内外形勢の如何に依り除去せられ得べきものである。變法自彊以降極めて緩慢ながら解消し始めたものであつて、歐洲大戰特に國民革命以後急速度で解消した。以下項を分けて之を説明する。

甲 國民革命

支那人は家族、鄉黨、ギルドと言ふ形式で社會生活を營んで居るが、民族意識を有しないのではない。上古から華

夷之辨が八釜敷くて、中華思想なるもの牢乎として抜くべからざるものがある。該思想は平時潛伏して居るけれども、夷狄即ち外敵に壓迫せられるときに發揮するものである。それは唐宋明の例に顧みれば明白だ。昔時のことは暫らく措き清末資本主義國家の侵略を受け支那亡滅の惡兆生じたので、如何にせば民種を保全し得べきかとの問題起つた。此問題に對し與へられた回答は變法自彊である。變法自彊は多端なるも、大體日本が維新の改革に依り歐米の法制を採用し強大を致した如くせんと言ふのである。民種を保全せんが爲め故聖先王の道を變じて資本主義化せんとするのだから支那空前の革命と言はねばならぬ。爾來支那には辛亥革命を始め幾多の變遷あつたけれども、變法自彊の政策に至つては一貫して歐洲戰爭に及んだ。歐洲戰爭の支那に與へた影響頗る多いが、其内最も重要なものは民族主義を興隆せしめたことだ。該戰爭に依り列強に壓迫せられて居つた弱小民族に反撥するの機會を供し、更らに巴里平和會議の際、米國大統領ウエルソン氏の民族自決の提唱に基き、波蘭などが帝國主義國家の羈絆を脱して獨立國となつたので、民族主義なるものは亞細亞諸民族の唯一の信條となつた。數十年來民種保全に波々たりし支那民族に如何なる刺戟を與へたるか想像するに餘りある。乃ち平和條約に不満足であつた數千名の學徒が所謂五四運動なるもの起し、列強の束縛から解放せられ、世界的思潮に順應して支那社會を根本的に改良し、完全なる中華民族國家を建設せんと圖つた。それには文字通り天下響應したのである。

國民黨は夙に三民主義即ち民族、民權、民生の三主義を信條とし數々立ち數々仆れたが、五四運動起るや機運到來したものとし、世界赤化の便宜上から支那に於ける資本主義國家の勢力を驅逐せんとする蘇聯國の援助を受け、北伐軍を編成し、所謂國民革命に従事した。國民革命とは帝國主義を打倒して國際水平を行ひ、封建的制度を打倒して國

内を改造し、獨立不羈の民族的國家を樹立せんとするのであつて五四運動と其揆を一にして居る。蔣介石が北伐に成功し、都を南京に奠め、蘇聯と縁を絶ち、フアシスト化してから大體國民革命の目的を達成しつゝあつた。乃ち國際水平は不平等條約を廢止することである。不平等條約に種々あるけれども、其内最も重要なものは法權と稅權とであつて、兩權を恢復すれば其他は刃を迎へて解くこと出来るものだ。我邦は嘗て不平等條約に苦しめられたので、支那の希望に對し滿腔の同情を表し一九三〇年の條約に依り稅權を恢復するを得せしめた。若し支那事變起らなかつたならば恐らく法權をも恢復し、不平等條約を廢止し得たものと信ずる。國內改造は封建制度の代表的とも言ふべき各省に割據する軍閥を打倒することを以て第一義とする。蔣介石は北伐以來次第に軍閥を討平し略ぼ全國を統一した。其フアシスト化するや團體の利益は個人の利益よりも重く、國家の利益は團體の利益よりも重しとし、何事にも統制を加へ、民族一元化に努めたので、今次の支那事變を評して日支兩國民族の戰爭なりとするものある程だ。家族、鄉黨、ギルドの遺風猶存するけれども概ね國家の利益に靖獻するやうになつたから、支那人の公共心なるもの擴充した。斯くの如く變法自疆から國民革命を経今日に至るまで四十年の間に不平等條約廢止の一半の目的を達成し、更らに公共心を擴充したから、略ぼ株式會社失敗の二大原因を解消することが出來た。

乙 人材輩出

事の成ると成らぬとは人に倚る。支那株式會社の成らなかつたのは之を經營するに足るべき人がなかつたからだ。官尊民卑の風尙強く詩文を主とする科擧によつて官吏を採り、企業につき何等の智識や經驗のない官吏の内、比較的無能なるべき無役のものを擧げ、株式會社を經營せしめて、其成功を期するは木に縁り魚を求むるものだ。従つて實

業教育を熾にし、實地練習に努め、其上習俗實業を重するやうになつて、始めて財界に人材輩出し、株式企業の成功を見るを得るのである。支那は果して斯の如く爲り得るものだろうか。

科擧に關する教育以外に西學教育の支那に興つたのは外國人の力に待つもの最も多い。西學教育はミッション・スクールに創つたものであつて、宗教に僻して面白くないけれども其支那人の蒙を啓くこと決して少くない。西學の先覺と言ふべき容閔は實にモリソン・スクール出身である。容閔は自己の經驗に基き一八六七年支那要路に對し、『政府は穎秀なる青年を選抜して出洋留學せしむべきだ。最初先づ一百二十名を限り試行するがよからう。百二十名を四班に分ち毎年三十名を派遣し、留學期限を十五ケ年とし、學生の年齢を十二歳乃至十四歳とする。それが成功すれば永久に之を實施したい』と建言した。該建言が容れられ米國に向け留學生を送ることゝなつたが、一八七二年から一八八一年まで十年間繼續せらるるに過ぎなかつた。然し日清戰前に於ける支那官場財界の逸足の多くは彼等であつたと言ふまでもない。支那が永久的に多數の留學生を派遣したのは北支那事件の後日本の維新に倣はんとした時からだ。當時支那各省から日本に留學せるもの一萬に達し、變法自彊の事業の多くは彼等に依り實施せられた。列強は何れも日本を羨み通商投資政治的便宜を得んが爲め、支那に専門學校を建設し、留學生を自國に招致する政策を採つたので、官吏の外技術家や實業家を養成すること少くなかつた。華府會議の後、日、英、米、佛、白、蘭、の諸國が北支那事件賠償金を支那に返還し、内外に於ける教育資金に充てたので益々官財兩方面の人材を打出すること出來た。

支那自ら西學に通ずるものを養成すべしとの論は夙に長髮賊の亂時馮桂芬に依り提唱せられた。江南機器局附屬學校を始めとし同文館、廣方言館など設立せられたけれども、少數の技術者や通譯を養成し得たに過ぎない。其變法自

疆の目的を達する爲め、系統ある教育制度を全國に施行したのは一九〇一年である。該制度は殆んど日本を移したものであつて、治亂常なかつたけれども、教育のみ廢ることなかつた。實業教育なるものは當時に始まつたものであつて商部設置の後俄かに熾んになつた。支那が内外の事情に鑑み独自の教育制度を樹立したのは一九二九年である。該制度は三民主義に依據したものであつて、教育を初等、中等、高等の三級に別ち、孫文の理想を現出するに足るべき人物を養成せんことを期する。孫文は自他共に許す社會主義者であるけれども遺産を第一義として居る。それで國民政府は頗る實業教育に意を用い、初等教育にあつては最高年級に於て地方の情況を斟酌し職業準備學科を増設することを得せしめ、中等教育にあつては初級中學に於て普通教育を施行するも地方の需要に應じて職業教育科を兼設し、高級中學に於て普通及農、工、商、等の職業科に分つことを得せしめ、高等教育にあつては地方特殊の情勢に因て専門學校或は專修學校と稱するもの例之農、工、商等の科を單獨に設置し高級中學卒業生を收容することを得せしめる。大學に農工商の分科を設け、別に中等、高等の職業學校を置くことに至つては各國と異ならぬ。今や初等教育に屬するもの學校二十五萬生徒一千萬、中等教育に屬するもの學校三千生徒五十二萬、高等教育に屬するもの學校一百三學生四萬四千を算するに及んだ。之を日本に較ぶれば問題にならないけれども、清末を回顧すれば眞に隔世の感がある。支那人は學校教育以外に於て實地に就き西式企業を練習する便益を持つて居つた。それは外人企業と不可分の關係にある買辦である。外人は廣東貿易時代十三洋行と名くる特許の仲立人の手を通じなければ支那商人と取引することを禁ぜられた。十三洋行廢止せられた後も支那事情に通じないのと支那人との取引を危んだので、特殊の支那人をして自己と他の支那人との間に生ずる一切の取引を仲介せしめ之につき一切の責任を負はしめ、之を買辦と名けた。當

初買辦は貿易業にのみ存在したのであるけれども、外國人が支那で各種の企業を經營するやうになつたとき、猶ほそれ／＼買辦を使用したので、金融、保險、交通、運輸、製造諸業何れも皆買辦あらざることない有様となつた。買辦は決して外人に驅使せらるることなく、反て其企業上の實權を占むるもの多く、外人一元を利すれば買辦も亦一元を利すとの諺さへ生じた程である。それで彼等は西式企業經營法を會得し、自ら發企者となつて株式會社を設立するもの續出するに至つた。

支那には官尊民卑の風尙あるから人材は争つて官界に趨つた。彼等は徒らに官を尊ぶのでなくそれが名利の淵藪であるからだ。それで彼等は在官中獲た金錢を商估に出資し利殖することを怠らなかつた。官督商辦の株式會社創設せられたとき、商估と伍することなくして商估よりも多くの利を得らるるから、無役の官吏のみならず現職の官吏すら其重役や支配人となるに至つた。清末以降内外で高等教育を受けたもの次第に多く、其一部のみ官界で需要せらるるに過ぎないので大多數のものは財界に赴かなければならぬ。且つ彼等は夙に先進國に於て財界の重んぜらるること甚だしく、財界から官界を動かすことを見聞し、支那に於ても亦資本主義化に依り漸次財界の重きを爲すことを體驗するに至つた。張謇、唐紹儀、曹汝霖、陸宗輿など官界の巨頭が財界に轉進したことは支那財界を重からしめたこと少くなからう。今や財界は官界に劣らぬ名利の淵藪となり、國民黨の大立物たる宋子文兄弟孔祥濤王正廷など、入つては中央政府の大官となり、出ては大株式會社の重役となる有様だ。それで支那の人材は争つて財界に進むことになつた。以上四項の理由に依り支那財界に株式會社を經營し得べき人材輩出して然るべき筈である。尤も官督商辦時代に於ても財界に人材絶無と云ふのではなかつた。盛宣懷の如きは識量手腕共に卓越し、李鴻章や張之洞の創始した諸事業

を繼承し他企業のやうに失敗に陥らしめず、一身を以て幾多會社の經營を擔任したものであつて、支那に於ける濫澤榮一と言つても差支ない。盛氏の後嚴世厚、周晉鑣、朱葆三、虞洽卿の徒相繼いで財界の世話役として貢獻すること多かつた。株式會社が失敗に失敗を重ねたと言ふものゝ、數十年に亘り事業を經營する内には、各業にそれ／＼傑出した専門家の出づるものである。鐵道業に於ては詹天佑、紡績業に於ては貝潤生、汽船業に於ては袁履登、銀行業に於ては張公權、出版業に於ては張元濟を得ることになつた。最近上記の事情に依り各業に人材輩出するやうになつたが金融財政に於て特に著しい。李銘、吳鼎昌、宋漢章、秦潤卿、錢永銘、貝淞蓀、周作民、胡筆江、陳光甫等銀行家として内外に重きを爲すもの枚擧するに遑がない。中央、中國、交通、三銀行の如きは其資本の雄厚なる、其預金の豊富なる、其事業の盛大なる、之を我六大銀行に比較し遜色なしと言つてよい。宋子文孔祥澗等支那財務當局が數百千年の久しき紊亂した弊制を世界最新の管理通貨に統一して成功し、辛亥革命以降軍閥各省に割據し、苛征誅求を極めた後を承け、能く財政を燮理し、十年に亘り、蔣介石の爲めに軍費を撚出し、全國を討平せしめた手腕は、之を我一流の財政家に匹敵せしめても差支なからう。

丙 資本増殖

支那には資本乏しく、資本を有するものは官吏及在郷官吏若くは其子孫たる郷紳、富商たるに過ぎない。産業として觀るべきものないから、彼等は商業を主とし錢莊當舖に投資したのである。商店は數百兩乃至數萬兩の資本を擁するに過ぎないから、資金の融通を錢莊に求めなければならぬ。錢莊は殆んど預金を持たないので莊票と名くる無記式約束手形を振出して融通するを常とする。支那が株式會社を創設したとき資本の一半は官金を支出し、殘額は之を大

官富商に割宛てたこと己むを得ないのである。支那に資本が増殖し株式會社に出資し得るやうになつたのは外國人が支那に於て貿易投資を盛大にしたことから始まると言つてよい。

列強は開國以來通商投資に努めないのではないが、日清戰爭に依り支那の積弱暴露したので、之を植民地化し得るものと見込み、自國に便宜な地域に就て、市場を開き利權を譲らしめ俄かに通商投資に力を用ふるに至つた。通商投資は互に因果關係を爲して發展すべきこと言ふまでもない。一八四二年の條約に依り五港を開いたが、爾來五十三年間開放せられたもの僅かに十有一に過ぎなかつた。日清戰爭後に至り開放せらるるもの逐年増加し、最近開市場と名くべきもの百十四ヶ所、内海關を放置するもの五十八ヶ所に達した。此等開市場に於て日清戰前の貿易額は一億元乃至一億五千萬元であつたが戰後俄かに三億元を算するやうになつた。日露戰後飛躍して六億元に及び、歐洲戰後更らに飛躍して十億元に達し、國民革命後二十億元と云ふ劃期的記録を出すことになつた。列強は開市場に於てのみ通商することを原則としたのであつたが、馬關條約に均霑し更らに該所に於て製造工業を經營することとなつた。又支那を分割する前提として勢力範圍を設定するやうになつてから、『銀行及鐵道に依る支那征服』策を實施するやうになつた。乃ち各國は其野望を達成すべき機關銀行を設立し、それをして其獲得した鐵道を建設し、沿線に於ける鑛山や其他の企業の經營に出資せしめ、勢力範圍を植民地化せんとした。彼等の投資額は一九〇二年に於て既に七億八千七百九十萬米金弗に達し、利權回收運動行はるるに拘らず年々増加し一九三一年に於て三十二億四千二百萬米金弗に上るに至つた。假令外國の力たりとも支那に於ける通商投資並に盛大となれば其資本も亦増殖すべきこと勿論であらう。

外國人が通商投資を盛大ならしめた爲め、支那舊資本家である官僚軍閥を鉅富ならしめたばかりでなく、買辦及新

興ブルジョアジと名けらるる新資本家を發生せしめた。官僚軍閥は昔から苛征誅求に依り不義の富を積んだが、清末以降列強が利權獲得に競奔したので、其職權を濫用し、利權を買與する報酬として莫大なる賄賂や手數料を貪り、法令其他の都合に依り中外交辦とせなければならぬもの、若しくはそれを便宜とする事業に對しては、合辦者と云ふ名義で多額の株券を買つた。それで彼等は支那に於て未曾有なる富者となり、張作霖、吳俊陞、蔣介石、孔祥熙、宋子文等の富數千萬元と稱せられた。買辦は既に述べた通り外國人の支那人に對する一切の取引を仲介し、其利益の一半を搾取するものであるから、鉅富を致すもの多く、支那開港場に於ける一流の富者は彼等若は彼等の子孫に屬するものが多い。新興ブルジョアジは買辦や官僚軍閥のやうに外國人の手先となつて富を積んだものと異り、自力と機運に依り産を爲したものである。乃ち開市場に於ける土着人又は移住者が新機運に乗じて新式企業を營み景氣の循環する毎に財を積み相當の資産家となつたものだ。殊に歐洲大戰と云ふ千載一遇の好機を捉へ鉅富を致したものの所在に輩出した。其顯著なるものは上海に於ける所謂浙江財閥である。

斯の如く支那資本は増殖したけれども、支那が半植民地の境遇に墜ちて居つたので、外國資本の勢力旺盛であつて、支那資本家の巨頭とも言ふべき官僚軍閥及買辦は之に倚存して居つた。然し歐洲大戰後、列強の靡弊と支那の民族主義勃興とに依り、鉅資を抛つて利權を求むる國が鮮くなつたと同時に、官僚軍閥も亦厚賄を貪り利權を賣ること難くなつた。又外國人は收益の一半を買辦に與ふる餘裕もなく、支那事情に通じ買辦を用いなくても支那人と取引し得るやうになつたので、或は買辦を廢し、或は單にブローカーとして用ふるやうになつた。それで官僚軍閥買辦は資本的に外國人に依存すること漸次減少しつゝある。彼等は既に鉅萬の富を擁するもの多いのだから、外國資本に依寄せな

ければならぬ必要なく、新興ブルジョアジヤや舊式資本家などと所謂國民資本を構成し新企業に投資することになつた。從來支那に於て官僚軍閥を始め資産を有するものは争つて外國銀行に預金し、外國銀行は此等の預金を利用して支那錢莊に融資し、錢莊は更らに支那商工業者に融資することを常とした。然るに大戰後彼等は支那銀行に預金し、銀行は之を錢莊に融資し、錢莊は更らに商工業者に融資することとなり、外國銀行中往々支那銀行に融資を求むるものあるに至つた。

上記の如く支那株式會社失敗の四大原因漸減することになつたから、今後成功すべきもの輩出して然るべき筈である。

三 株式會社興起

甲 合股は陵夷を免れず

株式會社が創設せられてから數十年、種々な原因で失敗相繼ぐに反し、合股は資本を増加し、其大なるものは數十萬元を擁し、聯合を結成し、高度の資本主義國家に於ける持株會社又はコンツェルンと同様の活躍を爲すことすら行はるるに至つた。それで支那に於ける企業形態として合股が適當であつて株式會社は成功しないものとせられ居つた。然るに支那の機運を觀るに、日本の維新と齊しく舊制度廢して新制度興る如く、株式會社興隆して合股陵夷するを免れない。西洋に於て株式會社の創立せられたのは海外貿易が興つた爲めであり、其後株式會社殆んど崩壊せんとしたけれども、新技術新交通制度及新信用制度簇出したため、株式會社の再興を見、以て今日の盛んなるを致した。支那

に於て幸か不幸か外國人が貿易を開き、沿海河岸に汽船を通じ、陸上に鐵道を敷き、海陸に電線を架け、銀行や保險業を創め、更らに新式の機械を据付け新式の技術を用ひ製造することすら支那人に教へた。

此等事業の支那に於ける數十年間の進歩は西洋の兩世紀に匹敵するのだから、株式會社の發達を來たすべきこと當然でなければならぬ。貿易、紡績、製鐵、汽船、鐵道、銀行、保險、等新式の企業は何れも皆大資本を以て經營することを要するものだから勢ひ合股の形態を避けて株式を採らなければならぬ。又合股組織で經營して成績を擧げて居つた生絲、麵粉、豆油、等の製造業は、新式の技術と機械とを利用し大規模で經營する工場制に依ることを利益とするから株式組織に取つて代られたもの多く、運送、出版、問屋等舊企業中に株式會社の割込むものも亦少くない。舊式なる商業以外殆んど投資の途を知らなかつた支那資本家は新に投資に利ある廣大なる沃土を發見したので、投資の方向轉換を見るに至つた。資本家としては當然投資に對する危險負擔を輕減せんと欲する。此點より考ふれば支那資本家たりとも合股より寧ろ株式會社に出資することを希望するものであらねばならぬ。元來合股は株式會社の有限責任なるに反し、連合責任なるを以て、世上の信用を博し、有利な取引を爲すこと出来るのである。従つて合股が債務に對し重い責任を負へば負ふ程信用を深め利益を多くするから責任を重くすることに異議ない筈だ。然るに彼等は極力連帶責任に反對し連合責任を主張する。上海、天津、香港等の大都市に於ては連合責任の内、責任の重い相對的按股分擔を避けて輕い絶對的按股分擔を採らんことを努める。最近所在に紅股とて株式と同じく有限責任しか佩びないものが發生して來た。これ丈けでも支那資本家が漸次危險を減ずる爲め債務に對する責任の輕いものを望んで居ることが判ると思ふ。殊に日露戰爭後始めて資本主義國に於けると同様なる恐慌が起り、數年來恐慌頻發して已まないので、

家族親戚朋友を連珠するやうな合股を恐れ、責任の出資額を限りとする株式を迎ふるやうになつた。然るに國民政府は彼等の意向に反し合股に連帶責任を負はしむべき規定を設けたのは何故であらうか。これは合股を衰廢せしめて株式會社を興隆せしめんとする政策から出たものと考へられる。上海總商會の合股連帶責任に反對する理由の一節に、『連帶責任制を勵行せば投資者は勢ひ必ず合股の組織を避けて有限會社の名目に改用すべく、是より合股營業の組織は遂に歴史上過去の陳跡と成らん』とあること以て徵すべきだ。國民政府は内外の形勢に鑑み、三民主義を行ふ爲め株式會社を興隆する必要上から、株式會社を保護して合股を抑壓すべき種々なる政策を採つて居つた。今後の支那形勢は之を豫測すること困難であるけれども、合股陵夷して株式會社興隆するものと見て大過なからう。

乙 銀行は錢莊を隸屬化す

資本主義化しつゝある支那に於て金融業が經濟界の中樞を占むべきこと論を待たぬ。支那金融業の總滙たる上海に於て株式會社たる銀行と合股たる錢莊の消長を知ることが出來れば、大體支那に於ける株式會社と合股の消長を察することが出來ると思ふ。

錢莊の上海に創つたのは昔時に屬するが其盛大になつたのは開港以後である。錢莊はもと兩替に始まり預金貸付に及ぼし一般商業金融を營んだが、開港後内外商品の取引に干與することになつた。上海は外國貿易の中心であつて貿易總額の五割を占め、其商品の輸出入や國際爲替は外國商人や外國銀行の手に歸して居る。しかし支那商品は客商に依り上海に運ばれ支那問屋の手を経て外國商人に賣渡された後外國に輸出せられ、外國商品は外國商人から支那問屋の手を経て客商に賣渡された後支那内地に分配せらるる。此等商品の客商と支那問屋間に於ける取引に對する融資と、

内地送金爲替とは、概ね錢莊に依り取扱はるるので、錢莊の收益厚く其業務繁昌に赴いた。銀行の上海に起つたのは錢莊に較べ遙かに後のことであつて一八九七年中國通商銀行の設置を以て始めとする。爾來觀るべき發展なかつたが日露戰爭前後中國交通二中央銀行設置せられてから、漸次各種の銀行設立せられ、歐洲戰後俄かに甚だしく、今や重要銀行の上海に本店又は支店を有するもの二十八行に及んだ。従つて日露戰爭以前の支那人側の金融は殆んど全く錢莊に支配せられ、歐洲戰後に及び錢莊は主として商業金融を掌り銀行は公債の募集國庫貸付を掌り、互に平行するやうになつたが、最近に及び銀行の勢力頓に増加し遂に錢莊を隸屬せしむるに至つた。

錢莊は從來幣制の紊亂に乗じて兩替を行ひ、殆んど觀るべき準備を置かず手形を發行して貸付を爲すので、利益の厚い安穩な企業として支那資本家に喜ばれたものである。然るに開港以後他の企業よりも内外の影響を受け易く安穩な企業でなくなつた。殊に外國貿易の總滙であつて商工業の中心たる上海に於て然りとする。上海錢莊は開港以後の好景氣に惠まれ一八七四年頃一百二十家に達したが一八八二年の清佛戰爭に依り倒産するもの相續き二十餘家を餘すに過ぎなかつた。日清役や日露役を劃期として列強の通商投資益、熾んになつたので錢莊の瘡痕既に愈へたばかりでなく、反て資本を倍加するもの百餘家を算した。未だ幾何ならず内外の恐慌に禍せられ乍ち三十二家に減じ、尋て辛亥革命に遇ひ更らに二十四家に減じた。爾後歐洲大戰に依り興隆し、世界不景氣に依り没落するなど、一起一仆今や五十五家となつた。其營業の如きも屢兩改元及管理通貨制定に依り全國の通貨統一したので兩替の利を失ひ、銀行の割込に依り商業や内地爲替に對する融資の利を殺がれた。しかも銀行の如く新式企業に投資すること舊に依り出來ないのである。是れ畢竟錢莊に上海の財界に善處するに足るべき經營者と資本を缺く爲めに外ならぬ。されば錢莊は常

に獨立不羈の金融業者として上海に雄飛したことなく、辛亥革命前は山西票莊に隸屬し、票莊沒落後は外國銀行に隸屬し、今や支那銀行に隸屬するに至つたのだ。

中國交通の兩中央銀行、東三省官銀號、江蘇銀行等の省立銀行は文字通り中央地方政府の機關銀行であるから、此等政府に對し貸付を行ひ、其發行する公債を引受くることを本業として居つた。此等の機關銀行でなくとも銀行の此二業に投資することが大に行はれた。それで銀行は政治の中心に集注することを常とし、國民政府樹立後上海に集注することになつた。銀行が何故に此二業に従事したかと言ふに、何分事業草創のことであり、錢莊の勢力範圍を侵略し商工業に出資すること困難なるのみならず、官僚軍閥と密接な關係を濫用し、國庫の窮乏に乘じ此二業に投資すること有利であつたからだ。試みに公債引受につきて述べてみよう。歐洲戰爭の爲め列強は日本を除き支那借款に應ずることが出來なくなつた。しかも北京政府は財政窮乏したので如何なる條件でも支那銀行から借出さなければならなかつた。國民政府は新に都を南京に奠めたけれども、國庫の空乏すること北京政府と異ならないばかりでなく、四方を討平する爲め反て鉅億の軍費を要した。それで密接なる關係を有する浙江財閥の手を通じ上海銀行から公債を募集した。公債は年利八分であつて、十年以内に償還すべく額面百元に對し六割一分の手取りとすると云ふのだから、如何に利子の高い支那でも其利廻甚だ大なりと謂はねばならぬ。加ふるに公債發行の擔保として關稅を充て、海關より毎月八百六十萬元を控除して元利支拂基金に繰入れ、該基金を上海銀行家より成る委員會に管理せしめ公債所有者の安全を確保した。國民政府創立以降十餘年數々恐慌起り、恐慌起る毎に合股たると株式會社たるを論せず倒産するもの踵を接したが、銀行のみ獨り盛大を擅にした。官僚軍閥は銀行と特殊の關係あつたので、若干株式を引受け官金や

私財の一部を預入れたが、茲に至り喜んで外國銀行から預金を引出し、之を支那銀行に預入もすれば、投資にも充てた。新興ブルジョアジヤ買辦など有ゆる資本家を擧り銀行に預金投資するやうになつた。それで上海に存在する二十八銀行の一九二一年に於ける資本金一億二千萬元預金四億九千七百萬元なりしに對し、一九三五年に於ける資本金二億四千二百萬元預金三十三億元となつた。其發展ぶり眞に驚異に値すべしと言ふべきだ。彼の錢莊の如きは殘存するもの僅かに五十五家、其成本と護本とを合計するも一千九百三十八萬元に過ぎず、觀るに足るべき預金なく、莊票を發行して融資するものであつて、五十五家を擧つても中央、中國、交通など第一流銀行は勿論中國實業、中南、など第二流銀行中の一行に匹敵するに足る資力しかなかく、常に銀行の遊資を仰いで營業し、恐慌の際其救濟を得て餘喘を保つのだ。最近銀行は政府に對する貸付や公債引受のみに甘んずることなく、錢莊の勢力範圍に割込んで商業に出資し、更らに進んで工業に及び、最近農業にまで手を延ばすやうになつた。彼等の商工業に出資する有様を見るに高度資本主義國家に於ける銀行と齊しく該商工業を自己の支配下に置かんとする。例之一工業會社に融通する場合に工場機械原料製品を擧げて擔保に提供せしめ、元利堆積すれば直ちに技術、經理、營業、各部の専門家を入れて企業を管理せしめ、遂に之を自己の傘下に置くのである。これが擴張すれば銀行を樞軸とするコンツェルン結成せらるるのだ。張作霖が嘗て奉天に於て東三省官銀號なるものを設立し、糧棧、當舖、油房、諸業を聯結し、全省に互る東三省官銀號系なる一大コンツェルンを組織した。吉林黑龍江兩省の軍閥も亦之に倣ひ各々永衡官銀號系廣信公司系と呼ぶるコンツェルンを組織した。従つて上海に於て銀行を中心とした種々なる系統のコンツェルン發生すべき筈である。

上海銀行は遂ひに支那財界に君臨し錢莊を臣僚化するに至つたけれども、全く特殊の恩恵に浴した事情もあつて、

之を以て直ちに株式會社興隆して合股衰廢すべしとの唯一の證據とする譯に行かない。然し一葉落ちて天下の秋を知ると言ふ如く、資本主義國經濟界の中樞と云ふべき金融業に起つた現象であるから、之を等閑視すべきものでなく、今後支那に於ける株式會社と合股の消長を卜するに足ることゝ思ふ。

丙 統制經濟の影響

支那に於て資本主義の發達が未だ著しくもないにも拘らず、所在に高度資本主義國家で行はるるやうな銀行を根幹としたコンツェルンの發生を見るに至つた。今後資本主義高度化するやうになれば、以外に早く列強と同様株式會社が支那經濟界に於ける生産分配の中樞と爲るのでなからうか。株式會社の發展遂に茲に至るかも知れないけれども、それは自由主義の下に於てでなく、統制主義の下に於て行はれ、英米に於けるが如く資本家が株式會社を聯結統制してコンツェルンを組織し利益を壟斷すること出來難からうと考へる。

歐洲戰爭の支那に及ぼした影響の内最も重大であつたものは民族主義に相違ないけれども、社會主義も亦之に亞ぐべきものであつた。該主義が數千年來の封建的傳統に束縛せられ新に官僚軍閥買辦及外國資本家に搾取せらるる支那民族に與へた刺戟甚だしく、略ぼ民族主義と並び五四運動の重大なる推進力となつた。それが五四運動を契機として蹶起した國民黨の政策に影響すべきこと言ふまでもなからう。國民黨は三民主義を標榜し、其綱領の隨一たる民生主義は社會主義と共通するもの少くないから、其政權を執つたとき清末から横溢して來た資本主義を抑制すべきこと勿論である。然し民族主義を第一とする支那に於て一般社會主義のやうに國際主義に傾く譯に行かぬ。それで國家社會主義となるべき筈だが國民政府はロシヤの如く強盛なる國家集産を實現する實力を有しないから官民の協同に依る修

正資本主義に向ふことを免れぬ。

民生主義は地權平均と資本節制とを兩軸とするが、資本節制に重きを置いて居る。資本節制にも亦消極的と積極的との二つあるが、積極的を尙んで居る。支那の急務は生産即ち國富の増殖を第一の目的とし、之が爲め國家資本を運用して生産技術と生産製具とを社會化せなければならぬ。一切の産業を一時に國營にすることは經濟上不可能であるから、先づ獨占事業例之鐵道、電車、水道、電燈、瓦斯等の事業は總て之を公營にし、私人の資本を以て經營し難き鑛業及海運業など大規模の産業は成るべく之を公營とし、國民の保健衛生に關係ある酒煙草食鹽等は之が製造販賣を公營にする。其他の事業につきては營業の自由を確認し、政府に於て充分の保護獎勵を加へて其發達を助ける。公營たるべき事業も既に民營たるものに對しては公益を害せざる限り保護獎勵を與へる。且つ支那は資本に乏しく科學進んで居らぬから外國の資本を吸取し専門の人材を借用し企業の發展を期せなければならぬ。

國民政府は上記の原則に基き經濟建設を企て、六個の計劃案を造つた。然しそれは理想案であつて數百年の歲月と數百千億の資金を費すのでなければ實行出來ないで、或は六年計劃、或は十年計劃、或は四年計劃と云ふやうに漸次事業を縮小して實行し易いやうにした。それでも尙ほ國民政府の力で實績を擧ぐることに容易でなく、其實現性あるのは重要企業を統制することであつて、既に統制機關として建設委員會と全國經濟委員會とを設置した。建設委員會は實業部其他の關係官廳の委員より成り、公營事業を管理し及之と關係ある事業の指導に當るものである。全國經濟委員會は廣く委員を全國に求め、五専門委員會を設け、經濟統制の實行に當らしむるものである。支那は進歩しつゝ、あると言ふものゝ、資金及技術に缺如するので國際聯盟に經濟建設に關する援助を求めた。國際聯盟はライヒマンを

代表として支那に派遣し、取り敢へず棉業統制委員會と蠶絲改良委員會とを組織したけれども、一部の技術援助に止まり、資本に及ばない。強國から相當な資本と技術の援助を得なければ計劃經濟は勿論統制經濟を實行するにつき不便少くならう。

國民政府は上記の方針に依り計劃經濟及統制經濟を實行せんとするには、或は自ら出資し或は内外に出資を求むることゝなるから、株式會社發生初期に行はれた如く、出資經營上から見て官辦、官商合辦、中外合辦、商辦の四つの形態が現出することゝ思ふ、商辦は暫らく措き他の三つにつき簡略な説明を加へて見よう。

國民政府は經濟建設を國家事業（七項）と地方事業（四項）とに別ち、國家事業は關稅收入の餘剩を以て、地方事業は土地收稅の餘剩を以て經營することゝした。此等廣汎なる事業は、涸渴する財源を以て經營することは不可能であるから、中央政府に於ては主として鐵道、公路、水利を、地方政府に於ては主として農業倉庫、農本局を經營し、經費の足らざるものは概ね之を上海銀行から借入ることゝして居る。其借入額は一九三四年に於て九千四百萬元、一九三五年に於て五千五百萬元に達する。鐵道、農業倉庫、及農本局は何れも皆中央地方兩政府の官辦事業たること言ふまでもない。

支那の如く貨幣金融の實權民間の手にある國に於て、計劃經濟や統制經濟を實行せんには、兩權を把持する中央中國交通の三銀行を國民政府の支配下に置くこと最も必要でなければならぬ。それで管理通貨制度を實施するに先ち三銀行に重大なる改組を加へた。乃ち中央銀行の資本金二千萬元を一億に増資し官民の持株を六對四とし、交通銀行の資本金一千萬元を二千萬元に増資し、官民の持株を六對四とし、中國銀行の資本二千五百萬元を四千万圓に増資し官

民の持株を五對五とし、そして其總裁に政府系の人物を以て充てることとし、三銀行を完全に政府の隸下に置いた。これは正さに官督商辦事業と言ふべきだ。一九三一年國民政府が經濟四ヶ年計劃を立てたとき硫酸工場と新聞用紙工業とは官商合辦の形態を用ひて居つて、重要な産業は此種の形態で經營せらるる傾きとなつた。

支那の重要企業は外國の資本と技術を藉なければ成就し難い。それにつき支那は普通の金利や俸給のみを交付するに止めんと欲し、外國は此外に若干の利權を獲得せんことを欲する。中外合辦は支那經濟建設につき頗る緊要のことであるが、双方の議合はない爲め其成立したものが甚だ少い。中外合辦の内世に知られて居るものは中國航空公司と歐亞航空公司とである。中國航空公司は舊官辦であつたが、資本技術を外國から輸入する必要があるので、米國飛運公司と合同し、其資本を一千萬元とし、支那側に於て五百五十萬元、米國側に於て四百五十萬元を受け持ち、支那側三名、米國側二名の重役を以て重役會を組織し、其下に三局を置き、正副局長を米支より選び、業務を執行するのである。歐亞航空公司は獨支合辦であつて、其資本金を三百萬元とし、支那側に於て二百萬元、獨逸側に於て一百萬元を受持ち、双方より重役正副局長を出すこと中國航空公司と同じである。此外鑛山製鐵等重要産業の中外合辦に經營せらるるもの漸次増加すべき傾向にあつた。

支那事變は支那の各方面に互り新時代を劃すべきものたることを喋々するを待たぬ。今は單に經濟方面のみにつき之を述べよう。日本は日滿支經濟ブロックを組織することを理想とし、蘇國に對抗する爲めに日滿支を通じ國防經濟を完成することを期するのである。それで日本は滿洲重工業開發會社を組織したと同じく北支開發中支振興二大國策會社を創設し、兩會社から出資して、幾多の日支合辦の子會社を支那に設立し、略ぼ國民政府の計劃した經濟建設と類

似した事業を成さんと企て、居る。日支合辦は日本より資本と技術を出し、支那より土地と勞力とを出し、双方の長短相補ふもので理想的企業經營と稱せられたものだが、支那に於て抗日運動甚だしいため、觀るべき効果を擧げ得なかつたが、今回の事變を契機とし抗日運動廢絶せらるることゝなれば日支合辦事業勃興し、國民黨の理想案とした經濟建設は始めて實現することゝなるだらう。

上記の如く國民政府が存続すると新政權が創建せらるるとに拘らず、緩急の差こそあれ、計劃經濟殊に統制經濟を實施するから新式の重要事業は公營を除き悉く株式會社に依り經營せられ、合股に依り經營せらるるもの悉無なるべきは疑いなからう。之が爲め株式會社をして益々盛大ならしめ合股をして愈々衰廢せしむるだらう。支那は農業國であつて農業に従事するものは八割を占むるから、眞に支那の經濟建設を爲さんとするには農村の更生を圖らねばならぬ。それで國民政府は農業倉庫や農本局を設け、銀行をして之に融資せしめ、其目的を達せんと企てた。農村倉庫は各縣の倉庫管理委員會の支配の下にあつて、縣下重要地點に設置せられ、其經營を蘇農行に委託せられたものである。蘇農行は單に農民の依頼に依り農産物を倉庫内に保管するのみならず、其加工、運搬、買賣の代理を爲し、兼ねて爲替や貸付をも營むものだ。農本局は中央政府の經營するものであり、其規模は龐大であり、其組織は精密であるけれども、其業務は農業倉庫と異なることなく、共に農民を他の階級の搾取から解放し、疲弊に陥つて居る農村の復興を期するのだ。之が合股に對し如何なる影響を與ふべきか興味の深い問題である。支那の重要商品は言ふまでもなく農産品である。從來農産品には一定の生産期、買賣期及市場があり、市場には一定の牙行即ち仲立人と行家即ち問屋があり、牙行行家の手を経ないで生産者と消費者との間に取引せらるることがない。奥地の農生産品は其生産せられた

とき、牙行の手を経て農家から土着商人に販賣せらるる。土着商人は之を舟車に載せ、一定の時を期し、大都會の市場に出で該市場の牙行の手を経て行家に賣渡し、行家から更らに小賣商店に、それから始めて消費者に賣渡すのである。商品の種類と取引の都合に依つて幾度も牙行行家の手を経なければならぬから農家の利益は殆んど全く牙行行家に吸取せらるる。錢莊も亦其間に介在し貸付爲替などに依り厚利を食つた。農民の膏血涸渴すること當然でなければならぬ。然るに農本局や農業倉庫發展すれば農産品は最早牙行行家の手を経ないで消費者に販賣せられ、農民の必要なる資金も亦低利で銀行から融通せらるる。従つて舊支那經濟界に重要な地位を占めた牙行々家錢莊など漸次影を沒し、合股として經營さるべきものゝ範圍甚だしく縮小せられるだらう。而して國民政府に代はるべき新政權は一層農村更生に努力する筈だから、更らに此勢を助長するものと思はるる。

第五 日支の同異

上記に依り略ぼ支那に於ける合股と株式會社の消長の事情を盡したと信ずる。然し尙ほ之を明にする爲め日本と比較して見たい。日支共に商事組合とギルドが行はれたが、其發生の時代や發展の程度に於て日本は遙かに支那に譲つて居つた。歐洲に於て商事組合やギルドから株式會社に發達したとのことだから、日支に於ても亦斯くあつて然るべきだが未だ其實を發見するに至らない。尤も支那に於て商事組合やギルドが株式會社に發展すべき路を辿りつゝあつた幾多の實例が存する。株式會社の兩國に出現したのは全く資本主義國家の侵略を防遏するため自ら資本主義の必要に迫られたからである。株式會社は歐羅巴に於て自然に發達したるに反し、日支に於て人工的に發達せしめたか

ら、發展過程や其他に於て少なからぬ相違を生ずることを免れないのは當然であらう。乃ち歐羅巴では植物の自然界に於けるが如く株式會社を放任したので其成熟に三世紀を費したに反し、日支では植物の温室に於ける如く株式會社の生育を急いだので、二十五年乃至四十餘年の短年月で略ほ成長した。日本の株式會社は外國貿易に關聯して創設せられ支那の株式會社は沿岸航運に關聯して發生したものであつて、其事業同一でないけれども、共に外國から焦眉の急に迫まつた利權を恢復せんとすることに變りがない。貿易業たると航運業たるを問はず大資本を抱擁し業務に歷練せる外國を對手とするものだから、多額の資本を募集し適當な特典免除を賦與せなければ到底成功すべき見込がない。それで此等の事業を經營する爲め、歐羅巴に倣ひ株式的特許會社を設置したのである。支那は資本乏しかつたが官僚郷紳富商など所謂商業的資本家存在したので、彼等をして株式會社に要する資本を負擔せしめ、其足らざるものを中央又は地方政府より支出し、所謂官商合辦で經營した。然るに日本は幕末、維新の初めに當り國庫空乏し、富商のみ資本を持つて居つたから商辦で經營した。其士大夫の出資したのは金祿公債を交付せられた後に始まる。從來日支に於て企業に従事するものは買賣人即ち町人階級であつた。彼等は徒弟から養成せられたものであつて、規模の小さい専門の商店を傳統に遵ひ管理し得るのみであつて、株式會社につき何等の知識をも持たず、之を管理する手腕もなかつたので、其經營は讀書人即ち士大夫階級の手に歸した。日本の會社は官憲や官僚の出資を仰がなかつたので官僚の干渉を免れたに反し、支那の會社は過半官憲や官僚の出資に係るので官僚の支配を受け今に至るも尙ほ大會社にあつては官僚喫あるを免れない。支那の官僚や其母體たるべき讀書人は日本の士大夫に比較し公共心や才能に於て劣る爲め、日本に於て株式會社の成功したるに反し、支那に於て失敗した。其支那に於て日本と同じく株式會社の成功を見

るに至つたのは、教育の發達や民族意識の強化に依り、公共心に富み經營の才能に秀でた人物輩出した後である。

株式會社の發生に關しては日支大同小異と言つて差支ないけれども、商事組合の發展、資本主義國家の侵蝕については日支に著しき相違あるから、此兩つのものゝ日本の株式會社に加へた影響殆んど見るべきものなきに反し、支那株式會社に與へた影響甚だ深く、彼我株式會社を區別するに足ると思ふ。

支那に於て合股は非常に發達し、殆んど會社の壘を摩するものあり、其聯合を結成するものゝ如きは持株會社やコンツエルンと同様の活動さへする。一時支那に適合すべき企業形態は合股であつて株式會社でなく、株式會社の合股的なるに比例して成功率多いと言ふ説さへあつた。それで支那の株式會社は多少の差こそあれ合股の影響を受けないものなく、其内著しきものを擧ぐれば、人的關係の濃厚なること、會社組織の合股的なること、利益分配の合股的なることの三點であらうと思ふ。

合股は人的關係が濃厚であるに反し、株式會社は物的關係が濃厚である。然るに支那の株式會社は合股の影響を受けて人的關係濃厚なるもの少くない。宋家を中心とする閩閩が各種の株式會社を經營することは世間周知のことであつて復た喋々する必要がない。滿洲國成立以前の東三省に於ける會社は、概ね張作霖吳俊陞等一門に依り設立せられた。交通系即ち交通部の要路を占めた官僚一派の勢力旺盛であつた際、北京天津地方に於ける會社は彼等に依り設立せらるるもの多かつた。上海に於ては方、朱、葉、劉、徐、秦、邵等右門に依り設立せらるる會社少くないが、浙江、江蘇、安徽、四川、廣東、福建、山東など同郷の誼に依り設立せらるるもの頗る多く、就中浙江財閥の名天下に聞えて居る。斯の如く一家、親戚、朋友、同郷のものが資本を集めて企業を經營することは合股の特色たるべきこと言ふ

までもない。此種の株式會社は合股と等しく出資者竝に従業員相互の關係が密接であつて吉凶禍福を共にし、不公開とて會社の内容を公にせず株式の譲渡を制限するもの少くない。試みに之に關する馬寅初の説を要約せんに、『支那の會社に公開と不公開の二種がある。公開は何人でも株券を購入することに依つて其會社の株主となるものである。不公開は其會社の發起人が已むを得ずと認めた時でなければ最初より關係しなかつたものゝ資本主となることを許さぬものである。數から言へば公開は不公開より多いやうであり、經營から見れば公開は不公開より困難のやうである。

公開のものは株主重役共に會社に對して疎遠であつて、唯私利を是れ計り、株主は目前の配當の多からんことを希望し會社内容や前途につき無關心であり、重役は株價を下落せしめて之を買占め會社の實權を握らんとするか、又は株價を上騰せしめて之を賣拂ひ暴利を貪らんとする。不公開のものは株主相互に親近の閭柄であり、會社の利益に對する關係極めて密接で、内容については非常に精通し、會社の責任に對して極めて眞面目であるから、公開の如き弊害を發生しない』とのことだ。嘗て上海證券交易所が各會社に向つて資本、積立金、資産、負債、營業狀況等の事項につき問合の爲め百五十部の照會狀を發したに對し、回答を與へたもの十三、四會社に過ぎなかつたとのことだから、馬寅初の考へるよりも不公開の會社の多いことが判ると思ふ。

支那株式會社は、株主總會に於て董事即ち取締役と監察即ち監査役を選擧し、取締役をして業務を執行せしめ監査役をしてそれを監督せしめ、別に取締役の選任する經理即ち支配人以下従業員をして取締役の命令に依り事務を分掌せしむること我邦と異ならぬ。之を合股が議單に依り股東と掌權的即ち經理の身分を定め、股東は原則上業務を擔當すべきに拘らず唯利潤の分配に満足し、掌權的は外觀上使用人たるにも拘らず一切の業務を擔當するものと比較す

れば其組織に大差ありと謂はねばならぬ。然し株式會社の最も發達した上海に於て、株式會社中最も成功した銀行の組織を觀るに、銀行家として名を知られたものが經理の地位に就いて居る。例之胡筆江は中南銀行、周作民は金城銀行、胡孟嘉は中國實業銀行、葉琢堂は四明銀行、陳光甫は中國實業銀行と言ふやうに夫れ々々總經理となつて居る。秦潤卿の如きは支那一流の諸銀行の董事を兼ねながら交通銀行上海支店の一經理に甘んじて居る。これは何故であらうか。銀行の實權が經理に存するからである。中國銀行の張公權か、張公權の中國銀行かと言はれた張公權は、實に中國銀行の總經理たるに過ぎなかつたのだ。此現象は單に銀行のみでなく、他の會社に於ても同様であつて、商務印書館の總經理であつた張元濟の該館に於ける權力は張公權の中國銀行に於けると等しかつたに徴して疑ひないのである。會社に依つては定款を以て董事に屬すべき權力を經理に賦與したものすらある。例之北滿綏化縣の德裕恒の定款を觀るに、股東會即ち株主總會に於て四名の董事と一名の監察を選擧する。董事は互選で主任董事を定めるが該主任に本店に常駐すべき義務なく、唯董事會に於て總經理と副經理とを選定する。監察は帳簿、文書、財産及一切の業務を査閱する外、經理の業務處分宜しからざれば隨時之を糾正する權を有し本店に常駐する義務がある。總經理は一切の業務を總攬し、從業員の任命、營業の處置及公私一切の事務に關し完全に責任を負ふ。副經理は總經理を補佐し、總經理に特別の事故あるときは其職權を代行すると言ふのだ。これは正さに合股の股東が該董事に、股東代照として股東に代つて合股を監督するものが、該監察に、掌櫃的副掌櫃的がそれ々々總經理副經理に相當する。それで該會社は定款を以て合股の組織を丸寫したこゝとなるのである。支那の會社の組織は多少の差こそあれ、其成文たると不文たるとを問はず、合股の影響を受け、其經營の實權經理に存することは注目に値する。

合股の利益分配の特色は收益中から先づ官利として出資に對する保證の利子を支拂ひ、殘額を餘利と名け其一部を公積として積立て、更らに餘れるものを紅利と稱し、之を豫て定めた錢股即ち金錢出資、身股即ち勞力出資に比例して股東と店友の間に分配するのである。支那株式會社の嚆矢たる招商局が設立せられたとき略ぼ此習慣を襲用し、官利を一割とし、紅利を株主八割、重役従業員二割の比率を以て分配することにしたので、官商合辦の會社皆之に倣ふことになつた。其内張謇の發起に係る通州の大生廠の利益分配方法は最も整備したものであつて、官利八分公積若干とし、紅利は之を十三股に分ち十股を株主に歸し、之を官股五十萬兩、民股六十三萬兩に比例して分配し、三股を在事人に歸し、内二股を業務主任に、一股を従業員に分配することになつて居る。支那輿地に於ける株式會社では今尙ほ合股の利益分配法を其儘用ふるものがある。會社に依つては勞働者に對して、無償にて株式を與へ利潤を分配するものすらある。商務印書館の如きは正さに其適例である。

資本主義國家の侵蝕を防遏する爲め、資本主義國家の制度を輸入し、株式會社を設立したのは日支其揆を一にする。株式會社の設立については兩國共に外國の影響を受けたけれども、此設立に依り日本が外國の侵蝕を免れたに反し、支那が侵蝕を受けたことを異りとする。乃ち日本は能く國內から外國の經濟的勢力を驅逐し、民族資本を用ひ民族經營を行ひ民族的株式會社を確立すること出來たが、支那は外國經濟勢力を援き、其資本と經營に頼る外國色彩を佩びた株式會社輩出するを免れなかつた。

支那は數次の外戰敗北に依り外國資本の侵入を甘受せなければならなかつたばかりでなく、官僚軍閥買辦が自己の私腹を肥さんが爲め外國の手先となつて其資本を誘致したので、其支那中央地方兩政府に對する貸付及民間企業に投

資するもの三十二億四千二百萬米金弗に達した。投資と經營とは分化して行くと言ふものの、銀行家なるものが其投資する産業界の主翁となり、工場主を自己の支配人化する傾きがある。資本主義諸國は單に支那に投資する丈にて満足するものでなく、投資の目的物の經營をも支配せんことを期する。乃ち政府に對する貸付けにあつては其擔保たる鐵道を管理し税關を統轄し鹽稅を徵收する。民間に對する投資に至つては企業の經營權を握るばかりでなく、重立てる従業員、甚だしきは職工の一部までも自國人を用ふるものもある。金融事業を始めとし交通運輸製造工業等凡そ支那で新式企業と稱せらるるものは大抵外國人に依り創設せられた。歐洲大戰以降外國利權の回收せらるるもの少なからず、支那民族資本に依る民族企業興起したが、何分數十年の久しきに互り鉅億の資金と幾多の人とが支那官民事業に浸潤し既に其組織の一部を爲すに至つたものも少くないから、支那株式會社に外國色彩あること誠に已むを得ない。日本は歐米の制度を輸入し之を支那に再輸出するものであり、資本も亦歐米に比し少きを免れないから、最近歐米の制度を直輸入するに至つた支那に於ける株式會社が日本の影響を受くるよりも寧ろ外國の影響を受くべき筈である。然し株式會社を律する會社法は日本の影響を受くること甚だしい。清朝が株式會社を保護發達せしむる爲め一九〇三年大清欽定商律を編纂したが不備の點多いので、日本から志田鉦太郎を招聘して商法を起草せしめた。草案既に成つたが未だ公布するに及ばずして清朝退位し民國三年即ち一九一四年に之を實施することとなつた。些少の差異ないでもないが大體日本法の移植と言つてよいのである。國民政府樹立するに及び諸法典の制定修正に着手し一九二九年新會社法を發布したけれど依然として日本を母法として居る。日本は資本國としては後進たるを免れないけれども、列強が廣大なる植民地を有し遠隔なる支那に對し海外投資の一小部分を當つるに過ぎざるに反し、支那と共存共榮の關

係を有するので全力を擧げて支那に投資する。従つて其投資額十一億米金弗に達し、廣東貿易以來支那に投資を爲し來つた英吉利と伯仲の間にある。且つ列強は貿易に重きを置き貿易を助長すべき事業に投資することを喜び、自國商品の輸入を阻害すべき産業開發に投資することを避ける。然るに日本は支那を外國視すること出來ないので、貿易の産業開發に投資することを努める。又地理的人種的經濟的諸般の關係に依り日本は有ゆる事業に必要な有ゆる人を支那に供給することが出来る。これは外國人の到底企て及ばないものである。従つて之を自然の勢に放任すれば支那に於ける株式會社の日本の色彩を佩ぶるもの他の外國の色彩を佩ぶるものより多かるべき筈である。既に詳述したる如く今回の支那事變に依り日滿支經濟ブロックを目標とする日支合辦事業輩出するやうになれば、支那株式會社は益々日本化すべきこと勿論であらう。

支那株式會社は其發生に於て日本と大同小異であるが、其合股と外國の影響を受くること日本と大に趣を異にする。定めてこれは支那に封建的遺風殘存するのと植民地的隸屬關係斷絶しない爲めなりと論ずるものがあらう。此論は支那株式會社の弱點を道破して遺憾がない。然し短所を捨て長所を採り、逆境を去つて順境に就くこと必ずしも出來ぬものでなからう。合股は尙ほ協同體社會の面影を存するから、物的關係のみから成立し、唯利益のみを追求する株式會社に人間味を注入することが出来るだらう。支那株式會社が歐米に隸屬することは偶々彼等の手先となつて支那人を搾取するに過ぎない。但し日本の國策に基き日支合辦となることは支那に缺如する資本と技術とを日本に藉り、支那の最も急務とする産業を開發し、しかも日支資本家をして利益を壟斷せしむることなく、一般人民の生活を安定せしむるものであつて、孫逸仙の爲さんと欲して爲す能はざるものを爲すことが出来るだらう。従つて指導宜しきを

得ば所謂王道に背かぬ支那特殊株式會社出現しないものでもない。これは日支兩國人の大に努力して必成を期せなければならぬものと信ずる。